

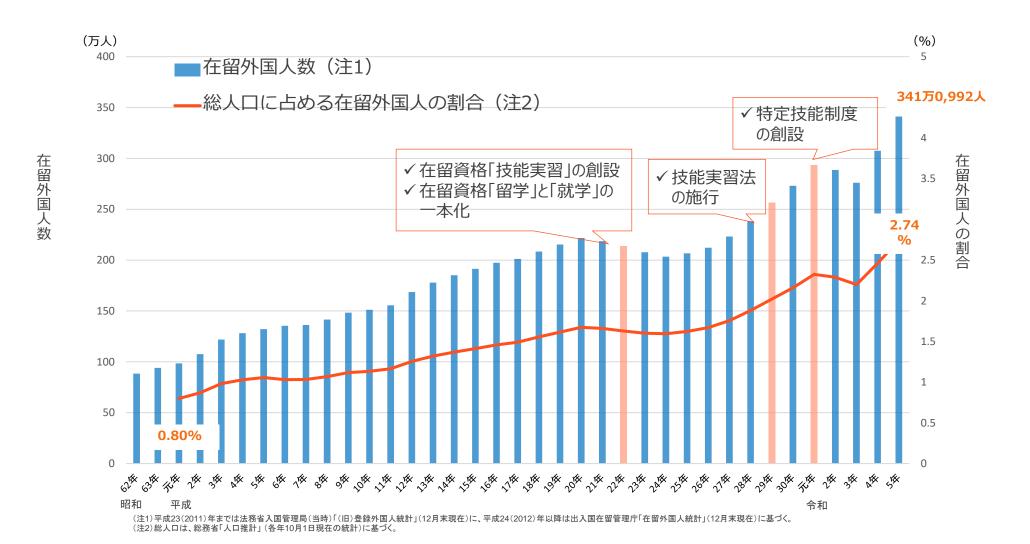
# 兵庫県地域日本語教育シンポジウム2024 「国内の日本語教育の動向」

# Japanese Language Education

令和6年8月 文部科学省総合教育政策局日本語教育課 専門官 北村 祐人

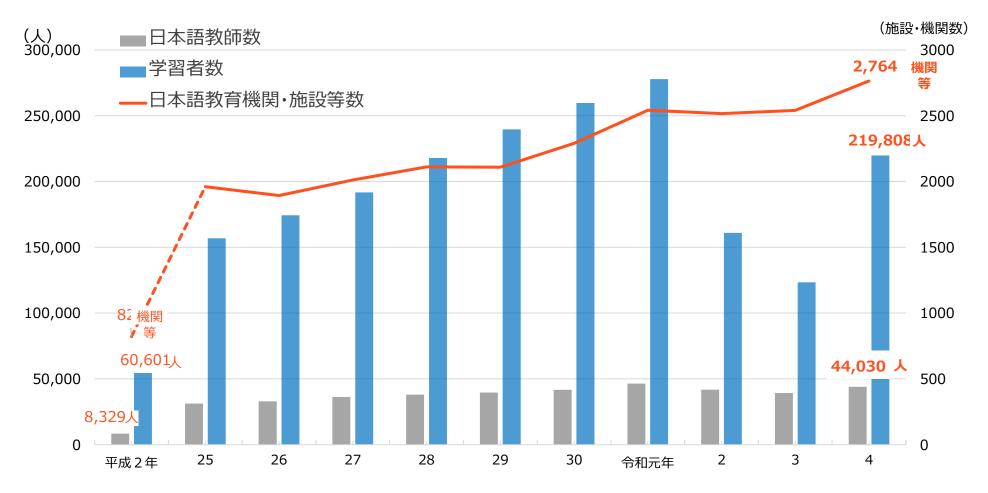
# 在留外国人数の推移





# 国内の日本語教育機関・施設等数、日本語教師数及び学習者数の推移





出典:文化庁「国内の日本語教育の概要」(各年11月1日現在)

<sup>※</sup> 外国人に対する日本語教育等を実施している国内の機関・施設等のうち回答のあったものについてのみ集計した数値であり、国内のすべての日本語学習者、日本語教育実施機関・施設等及び日本語 教師数を集計しているものではない。

# 1. 日本語教育関係の法律や政府の方針等について

# 外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ(令和5年度一部変更)(概要)

令和4年6月、我が国が目指すべき外国人との共生社会のビジョン、それを実現するために取り組むべき中長期的な課題及び具体的施策を示すロードマップを決定。今般、施策の着実な実施を図るため、その実施状況について有識者の意見を聴取した上で点検を行い、施策の見直し等を実施。

# 1 目指すべき外国人との共生社会のビジョン(3つのビジョン)

# 安全・安心な社会

これからの日本社会を共につくる 一員として外国人が包摂され、全て の人が安全に安心して暮らすことが できる社会

# 多様性に富んだ 活力ある社会

様々な背景を持つ外国人を含む全 ての人が社会に参加し、能力を最大 限に発揮できる、多様性に富んだ活 力ある社会

# 個人の尊厳と人権を 尊重した社会

外国人を含め、全ての人がお互いに個人の尊厳と人権を尊重し、 差別や偏見なく暮らすことができ る社会

# 2 取り組むべき中長期的な課題(4つの重点事項)

- 1 円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組
- 2 外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制の強化
- 3 ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援
- 4 共生社会の基盤整備に向けた取組

# 3 重点事項に係る主な取組

### 1 円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組

- ○都道府県等が行う日本語教育を強化するための総合的な体制づくりを着実に推進するとともに、市区町村が都道府県等と連携して行う日本語教育を 含めて支援【文科省】《1》
- ○「日本語教育の参照枠」に示された教育内容やレベル尺度等に対応した分野別教育モデルの開発【文科省】《3》
- ○生活オリエンテーション(日本で生活するための基本的な情報提供、初歩的な日本語学習)動画の作成・活用等により社会制度等の知識を習得できる環境(来日前を含む。)を整備【法務省】《6》
- ○生活場面に応じた日本語を学習できるICT教材の開発・提供等【文科省】 《8》
- ○来日前に円滑なコミュニケーション力を身に付けるための海外における日本語教育環境の普及【外務省】《9》
- ○日本語教育機関の認定制度及び日本語教師の資格制度整備【文科省】 《11》

### 3 ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援

- ○子育て中の親子同士の交流や子育て中の不安・悩みを相談できる場の提供 等を行う地域子育て支援拠点事業の実施【こども家庭庁】《33》
- ○住民基本台帳システムと学齢簿システムとの連携により、外国人の子どもの就学状況の一体的管理・把握を推進【文科省】《36》
- ○公立高等学校入学者選抜において外国人生徒を対象とした特別定員枠の設定及び受検に際しての配慮の取組を推進【文科省】《47》
- ○高等学校において、日本語の個別指導を教育課程に位置付けて実施する制度を導入【文科省】《49》
- ○ハローワークの外国人雇用サービスコーナーにおける専門相談員や通訳の 配置による適切な職業相談の実施、外国人の雇用管理に関する周知・啓発 【厚労省】《57》
- ○留学生の国内企業等への就職促進に係る施策間の効果的な連携や必要な見直しの実施、更なる国内就職率の向上を達成するための取組の実施【文科省】《59》
- ○定住外国人を対象とした、日本語能力に配慮した職業訓練の実施【厚労 省】《61》
- ○年金制度に関する周知・広報の継続・充実【厚労省】《63》
- ○「在留外国人に対する基礎調査」等による実態把握等【法務省】《66》

### 2 外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制の強化

- ○「生活・就労ガイドブック」及び「外国人生活支援ポータルサイト」の掲載方 針を作成、公表【法務省】《17》
- ○マイナポータル等を通じた情報の迅速な入手及びオーダーメイド型・プッシュ型 の情報発信の検討【法務省】《18》
- ○外国人受入環境整備交付金の見直し等による一元的相談窓口の設置促進【法務省】《20》
- ○多言語翻訳技術について、実用レベルの「同時通訳」の実現及び重点対応言語の 21言語への拡大に向けた取組【総務省】《23》
- ○外国人支援を行う地域の関係機関による合同の相談会の実施等【法務省】《27》
- ○やさしい日本語の普及に向けた研修の実施等【法務省】【文科省】《31》 《32》

# 4 共生社会の基盤整備に向けた取組

- ○「外国人との共生に係る啓発月間(仮称)」の創設、各種啓発イベント等の実施 【法務省】《67》《68》
- ○学校における、異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育の更なる普及・充実を推進【文科省】《71》
- ○在留外国人統計等を活用し、国籍、在留資格、業種別等の外国人の生活状況の実態把握が可能な新たな統計表を作成・公表【法務省】《74》
- ○外国人労働者の労働条件等の雇用管理、労働移動等の実態把握のための統計調査 の実施【厚労省】《75》
- ○民間支援団体が行う外国人に対するアウトリーチ支援の取組を支援するための試 行事業実施【法務省】《80》
- ○出入国在留管理庁において、在留管理に必要な情報を一元的に把握できる仕組み を構築するための検討【法務省】《82》
- ○マイナンバーカードと在留カードの一体化による利便性向上【法務省】《85》
- ○外国人支援人材の育成や、専門性の高い支援人材の認証制度等について検討【法 務省】《86》

# 日本語教育の推進に関する法律(令和元年法律第48号) 概要 (1/2)

# 目的(第一条関係)

(背景) 日本語教育の推進は,

- ・我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に資する
- ・我が国に対する諸外国の理解と関心を深める上で重要である



そこで、定義以下について定めることにより、

(目的) 多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現・諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持発展に寄与。

# 定義 (第二条関係)

この法律において「日本語教育」とは、外国人等が日本語を習得するために行われる教育その他の活動(外国人等に対して行われる日本語の普及を図るための活動を含む。)をいう。

# 基本理念(第三条関係)

- ①外国人等に対し、その希望、置かれている状況及び能力に応じた**日本語教育を受ける機会の最大限の確保**
- ②日本語教育の水準の維持向上
- ③外国人等に係る教育及び労働、出入国管理その他の**関連施策等との有機的な連携**
- (4)国内における日本語教育が地域の活力の向上に寄与するものであるとの認識の下行われること
- ⑤海外における日本語教育を通じ、我が国に対する諸外国の理解と関心を深め、諸外国との交流等を促進
- ⑥日本語を学習する意義についての外国人等の理解と関心が深められるように配慮
- ⑦幼児期及び学齢期にある外国人等の家庭における教育等において使用される言語の重要性に配慮

# 国の責務等(第四条-第九条関係)

・国の責務

- ・地方公共団体の責務
- ・事業主の責務

・連携の強化

- ・法制上, 財政上の措置等
- ・資料の作成及び公表

# 基本方針等(第十条・第十一条関係)

- · 文部科学大臣及び外務大臣は,基本方針の案を作成し,閣議の決定を求める。
- ・地方公共団体は、基本方針を参酌し、地方公共団体の基本的な方針を定めるよう努める。

# 日本語教育の推進に関する法律(令和元年法律第48号) 概要 (1/2)

# 目的 (第一条関係)

(背景) 日本語教育の推進は、

- ・我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に資する
- ・我が国に対する諸外国の理解と関心を深める上で重要である

そこで、定義以下について定めることにより、

(目的)

# (地方公共団体の責務)

地方公共団体は地域の状況に応じた日本語教育推進施策を策定・実施する。

この注日本語

# (連携の強化)

国及び地方公共団体は、関係省庁相互間その他関係機関、日本語教育を行う機関、 外国人等を雇用する事業主、外国人等の生活支援を行う団体等の関係者相互間の 連携の強化その他必要な体制の整備に努める。

①外国 ②**日**本

- 3外国4)国内(
- ⑤海外における日本語数

っる諸外国の理解と関心を深め、**諸外国との交流等を促進** 

⑥日本語を学習する

- **・・国人等の理解と関心**が深められるように配慮
- ⑦幼児期及び学齢の外国人等の家庭における教育等において使用される言語の重要性に配慮

# 国の責務等(第四条-第九条関係)

- ・国の責務
- ・連携の強化・法則・法則
- ・地方公共団体の責務
  - ′ 広削工、別以工の指担寺

- ・事業主の責務
- ・資料の作成及び公表

# 基本方針等(第十条・第十一条関係)

- <u>・文部科学大臣及び外務大臣は、基本方針の案を作成し、</u>閣議の決定を求める<u>。</u>
- ・地方公共団体は、基本方針を参酌し、地方公共団体の基本的な方針を定めるよう努める。

れる

# 日本語教育の推進に関する法律(令和元年法律第48号) 概要 (2/2)

# 基本的施策(第十二条—第二十六条関係)

# 国内における日本語教育の機会の拡充

- ・外国人等である幼児、児童、生徒等に対する日本語教育
- ・外国人留学生等に対する日本語教育
- ・外国人等の被用者等に対する日本語教育
- ・難民に対する日本語教育
- ・地域における日本語教育
- ・日本語教育についての国民の理解と関心の増進

# 日本語教育の水準の維持向上等

- ・日本語教育を行う機関における教育水準の維持向上(20条)
- ・日本語教育に従事する者の能力・資質の向上等(21条)
- ・教育課程の編成に係る指針の策定等(22条)
- ・日本語能力の適切な評価方法の開発(23条)

# 海外における日本語教育の機会の拡充

- ・海外における外国人等に対する日本語教育
- ・在留邦人の子等に対する日本語教育

# ■ 日本語教育機関認定法の検討に関する条文

- ・第21条 …(略)…国内における日本語教師(略)の資格の整備、 / …その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 附則第2条 国は、…(略)…日本語教育を行う機関であって日本 語教育の水準の維持向上を図るために必要な適格性を有するもの (略)に関する制度の整備について検討
  - ・地方公共団体は、国の施策を勘案し、地域の状況に 応じた日本語教育の推進に必要な施策の実施に努める。

# 日本語教育推進会議等(第二十七条・第二十八条関係)

- ・政府は、関係行政機関相互の調整を行うため、<mark>日本語教育推進会議</mark>を設ける。
- ・関係行政機関は、日本語教育推進関係者会議を設け、関係行政機関相互の調整を行うに際してその意見を聴く。
- ・地方公共団体に、地方公共団体の基本的な方針その他の日本語教育の推進に関する重要事項を調査審議させるため、 合議制の機関を置くことができる。

# 検討事項 (附則第二条関係)

国は、以下の事項その他日本語教育機関に関する制度の整備について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- 一日本語教育を行う機関のうち当該制度の対象となる機関の類型及びその範囲
- 二 外国人留学生の在留資格に基づく活動状況の把握に対する協力に係る日本語教育機関の責務の在り方
- 三 日本語教育機関の教育水準の維持向上のための評価制度の在り方
- 四 日本語教育機関における日本語教育に対する支援の適否及びその在り方

# 日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針【概要】

- 日本語教育を推進するため、**令和元年6月28日に「日本語教育の推進に関する法律」(令和元年法律第** 48号)が公布・施行。
- 〇 同法第10条の規定により、**日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的** な方針として、本方針を策定(令和2年6月23日閣議決定)。

# 第1章 日本語教育の推進の基本的な方向

1 日本語教育推進の目的

共生社会の実現、諸外国との交流、友好関係の維持・発展に寄与

- 2 国及び地方公共団体の責務
  - ○国は日本語教育推進施策を総合的に策定・実施、必要な法制上・財政上等の措置を講ずる。
  - ○地方公共団体は地域の状況に応じた日本語教育推進施策を策定・実施する。
- 3 事業主の責務

国・地方公共団体の日本語教育推進施策に協力、<u>外国人等とその家族に対する日本語学習機会の提供等の</u> 支援に努める。

4 関係省庁・関係機関間の連携強化

# 第2章 日本語教育の推進の内容に関する事項

- 1 日本語教育の機会の拡充
- (1) 国内における日本語教育の機会の拡充

<u>幼児・児童・生徒等,留学生,被用者等,難民に対する日本語教育</u>,<u>地域日本語教育</u> (日本語指導に必要な教員定数の義務標準法の規定に基づいた改善,日本語指導補助者・母語支援員の養成・活用,就学状況の把握・指針策定等による就学機会の確保,留学生の国内就職のための日本語教育等,教材開発や研修等による専門分野の日本語習得支援,地域日本語教育の体制づくり支援,自習可能な日本語学習教材(ICT教材)の開発・提供等)

(2)海外における日本語教育の充実

<u>外国人等に対する日本語教育,海外在留邦人・移住者の子等に対する日本語教育</u> (日本語教育専門家等の派遣,教材開発・提供,海外の日本語教育機関への支援,海外在留邦人の子等に 対する日本語教育の実態把握と支援,在外教育施設への教師派遣等)

# 2. 地域日本語教育における活用に焦点を当てて

# 「地域における日本語教育の在り方について」(報告)のポイント

(文化審議会国語分科会 令和4年11月29日)

# 背景·目的

- 外国人材の受入が全国的に進む中、学習ニーズの多様化、地域日本語教育の重要性が益々高まっている。
- ○「日本語教育の推進に関する法律」(R元年)、同法に基づく「基本的な方針」(R2年閣議決定)で、地域日本語教育は地方公共団体が地域の状況に応じた施策を策定、実施することとされたが、その取組は様々。 日本語教育人材の不足等を課題として挙げる地方公共団体も多い。

このような状況を踏まえ、本報告は、

- ・地方公共団体の日本語教育施策の整備・充実に向けた取組について期待される方向性を示したもの。
- ・「生活者としての外国人」が「自立した言語使用者」として日本語で意思疎通を図り生活できるよう 日本語教育プログラムの内容・方法・学習時間の目安を提示。
- ・地域における日本語教育を実施する上で、地方公共団体等関係者の「よりどころ」となる内容を取りまとめた。

# ポイント(今後期待される方向性)

- 地方公共団体は日本語教育の推進に関する<u>基本方針を策定する</u>こと。
- ○「日本語教育の参照枠」を踏まえた「生活Can do」を参照し、自立した言語使用者であるBIレベルまでの日本語教育プログラムを編成すること。
  レベル ⇒ AI、A2からBIまでを対象とする
- <mark>地域日本語教育コーディネーター</mark>を専任として配置し、<mark>専門性を有する</mark> 日本語教師を一定数確保すること。
- <mark>地域日本語教育コーディネーター、日本語教師、</mark>日本語学習支援者は、 文化庁事業等等を活用し研修を行い、<mark>資質向上を図ること。</mark>
- 地方公共団体は、専門性を有する日本語教育機関等と連携し、 日本語教育推進体制を強化すること。

学習時間 ⇒ 350-520時間程度を想定



-
想定学習時間
Ⅰ00~Ⅰ50時間程度
Ⅰ00~Ⅰ50時間程度
I 50~220時間程度
350~550時間程度 2

# 文化審議会国語分科会日本語教育小委員会 ②

1. 地域における日本語教育の体制整備 ⇒ 国・都道府県・市町村の役割分担

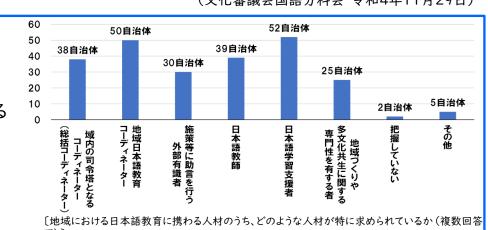
主体	役割分担の内容
<b>=</b>	日本語教育の目標及び標準的な内容・方法及び体制整備の 在り方を指針として示し、その具体化を担う人材養成を行うこと、 日本語能力及び日本語指導力の評価方法等について指針を 示すことなどの役割を担う
都道府県	域内の実情に応じた日本語教育の体制整備や、日本語教育の内容等の検討・調整を行うこと、域内の日本語教育事業を推進できる人材を養成することなどの役割を担う
市町村	都道府県が検討・調整した日本語教育の内容等を現場の実情に沿って具体化すること、地域における日本語教育の指導者を養成することなどの役割を担う

# 地域日本語教育における総括コーディネーターと地域日本語教育コーディネーター

(文化審議会国語分科会 令和4年11月29日)

# 現状と課題

- 都道府県・政令指定都市アンケート(令和3年度文化庁調べ)によると、 外国人の日本語学習のニーズが多様化する中で、
  - <u>必要な専門人材(地域日本語教育コーディネーター等)の不足、</u> ノウハウの共有、地方自治体と専門機関との連携が課題とされている
- コーディネーターの配置については、6割超の自治体が既に配置しており、今後配置する予定の自治体を併せると、約8割の自治体においてコーディネーターの役割や必要性を認識し、人材の配置がなされている一方で、約2割14自治体が配置の予定はないと回答



# コーディネーターの役割・配置の在り方

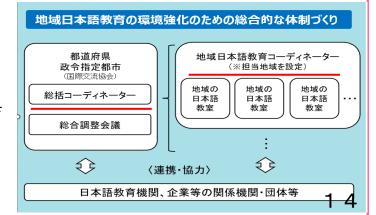
- ○コーディネーターの役割
- ①地域日本語教育コーディネーターは、行政や地域の関係機関と連携し日本語教育プログラムの編成及び実践に関わる。
- ②総括コーディネーターは、広域で実施される日本語教育事業の推進にあたって、域内の市区町村等や関係機関等と連携し、 事業全体の企画・進捗把握・連絡調整・評価・改善等を実施する。また、域内のブロック別あるいは教室ごとに配置された地域

日本語教育コーディネーターの<u>連携の要としての役割を持つ</u>とともに、域内で展開される<u>各日本語教育プログラムに対して指</u> 導・助言を行う。このため、日本語教師としての専門性や経験を有し、地域日本語教育コーディネーターとしても活動歴がある

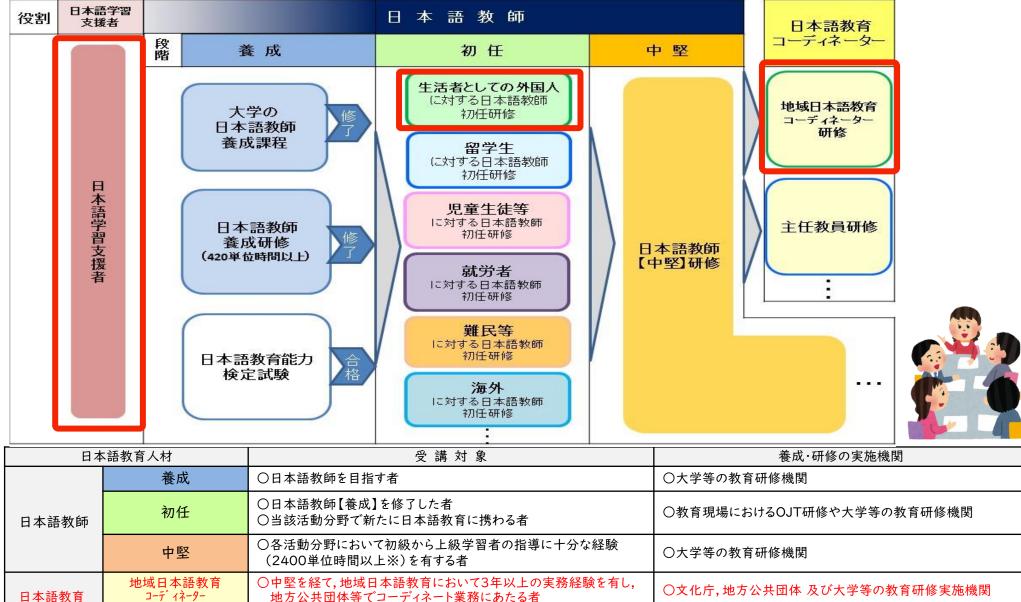
ことが望ましい。

- ○コーディネーターの配置
- コーディネーターは、専門性を有する人材が都道府県及び政令指定都市等に 専任として配置されることが肝要

コーディネーターを配置することにより、在留外国人の属性等に対応した日本語教育プログラムの編成に柔軟に対応できるようになるとともに、人材の育成・研修が企画実施でき、組織的かつ安定的な日本語教室運営が可能となる。外国人コミュニティや、ボランティア団体との有機的な連携、やさしい日本語を活用した日本人住民の多文化共生の意識啓発などにもこれらのコーディネーターは力を発揮する。



# (参考)日本語教育人材の役割・段階・活動分野に応じた養成・研修のイメージ



○日本語教育機関において常勤経験3年以上を有する者

○多文化共生・日本語教育に興味関心を持つ者

コーディネーター

主任教員

日本語学習支援者

※1単位時間は45分以上とする。

○大学等の教育研修機関

○地方公共団体,大学等の教育研修機関,NPO等



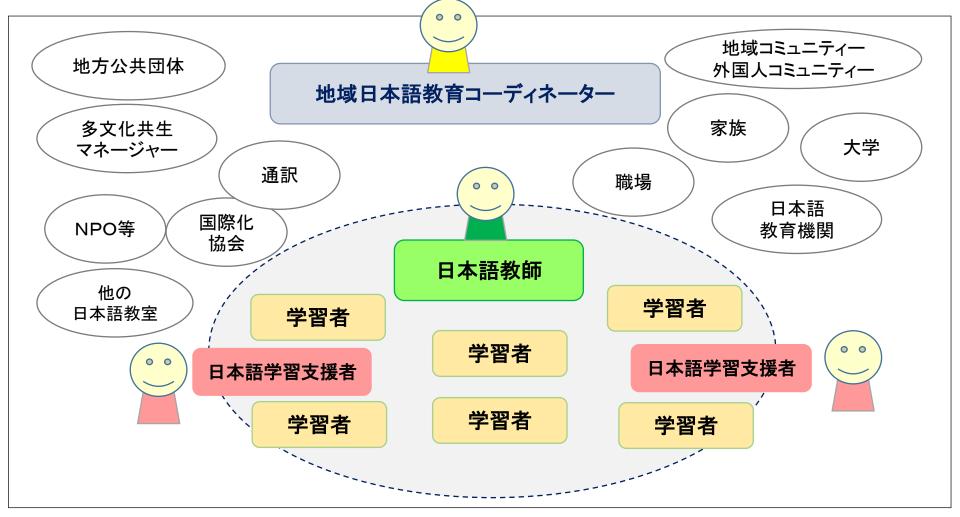
# 日本語教育人材の活動分野別の教育内容

「日本語教育人材の養成研修の在り方について(報告)」改定版」

日本語教育人材は,役割・段階・活動分野別に求められる資質・能力を身に付けるために必要な教育内容が示されています。

<b>秋</b> [	<b>教目内谷が示されています。</b>				
役割	日本語教師【初任】	地域日本語教育	日本語学習支援者		
活動 分野	生活者としての外国人	コーディネーター	口平而子白又扳伯		
教育内容(一部抜粋)	1)国・地域の在留外国人施策 2)「生活者としての外国人」に 対する日本語教育 3)言語サービス(多言語化・ やさしい日本語) 4)「生活者としての外国人」の 多様性 5)外国人住民の社会参加 6)「生活者」のライフステーと 日本語学習 6)「生活者としての外国人」 の異文化受容・適応 など	<ol> <li>1)日本語教育に関わる国及び地方公共団体の施策</li> <li>2)在留外国人に関する法制度,行政サービスの把握・整理</li> <li>3)地域日本語教育のプログラムデザイン</li> <li>4)日本語教育人材に対する研修の企画・立案</li> <li>5)活動と広報</li> <li>6)事例研究</li> <li>7)組織マネジメント(ネットワーキング,コミュニティデザイン,ファシリテーション等)など</li> </ol>	1) 学習者の背景に対する理解 2) 多文化共生 3) コミュニケーションストラテジー (地域のことば,やさしい日本語) 4) 異文化理解 5) 地域日本語教育の多様性 6) 日本語学習支援 7) コミュニケーション教育 8) 日本語の構造 など		

# 「生活者としての外国人」に対する日本語教育人材の連携の一例



「生活者としての外国人」が日本語を使って相互理解を図り、社会の一員として地域で生活が送れるよう、地域日本語教室が運営されます。地域日本語教育コーディネーターは、地域の行政機関・NPO、コミュニティー等と連携して、各地域の特徴や学習者のニーズを把握して日本語教育プログラムを作ります。日本語教師は、日本語教育プログラムを踏まえ、学習者に応じて日本語教育を実践します。日本語学習支援者がいる場合は、学習者に寄り添いながら学習を支援します。

# 3. 令和6年度日本語教育関係予算額について

# ●地域の日本語教育に関する課題、就学前の外国人児童を対象とする支援に関する課題

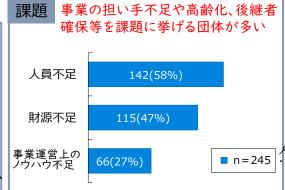
# 日本語教育

# 取組状況

- 日本語学習の機会を提供する事業の内容等
- ・日本語学習の機会を提供する事業を「行っている」は、156団体(64%)
- → 事業内容は、「日本語教育の実施」(142団体(91%))、「日本語教師等の養成・研修」(71団体(46%))の順に多い ※(%)は「日本語学習の機会を提供する事業を『行っている』」の回答数(156)に対する割合

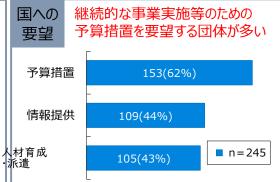
### ■ 日本語教育の実施対象等

- ・実施対象は、「(日本語能力に関係なく)希望者全員」が104団体(73%) 「(日本語能力に基づき)受講が必要と判断された者」が24団体(17%)
- 受講者の費用負担は、「無償」が90団体(63%)、「有償」が48団体 (34%) ※(%)は「日本語教育の実施」の回答数(142)に対する割合
- 日本語学習の機会を提供する事業を行っていない理由
- ・事業を「行っていない」は、50団体(20%)
- → 行っていない理由は、「人員不足」(20団体(40%))が最も多い ※(%)は「日本語学習の機会を提供する事業を『行っていない』」の回答数(50)に対する割合



### ■ 具体的な回答内容(一部抜粋)

- 受講したい外国人に対し、講師数が不足
- 多くの日本語教室で、高齢化と 後継者・財源不足が課題となっている
- ボランティア不足
- ボランティアのスキルアップ



### ■ 具体的な回答内容(一部抜粋)

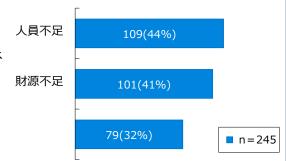
- ・継続的で安定し、通年で活用できる予算 措置が必要
- 日本語教師の育成にかかる専門家の派遣 及び謝礼等の財源補助
- 国が実施主体となり、全国一律で言語保障としての日本語教育の機会提供を

# 就学前の外国人児童を対象とする支援

# 取組状況

- 就学前の外国人児童を対象とする支援事業を「実施している」は、 85団体(35%)
- → 事業内容は、「情報提供」(34団体(40%))、「プレスクール」(28団体 (33%))、「就学前ガイダンス」(24団体(28%))の順に多い ※(%)は 「就学前の外国人児童を対象とする支援事業を『実施している』」の回答数(85)に対する割合
- → 具体的な取組内容として、「就学前に基礎的な日本語を学習させ、 就学の際は日本語の学習内容の引き継ぎを行っている」、「住民登録 のある就学前の全外国人児童へ就学手続きを促す通知(日本語及び 外国語(9か国語))を送付している」などがあった
- 事業を「実施していない」は、130団体(53%)
- → 実施していない理由は、「人員不足」(54団体(42%))、「財源不足 (47団体(36%))の順に多い※(%)は「就学前の外国人児童を対象とする支援 事業を『実施していない』」の回答数(130)に対する割合

# 課題 支援を担う人材の不足を課題に挙げる団体が多い



### ■ 具体的な回答内容(一部抜粋)

- (外国人児童の)母語を話せる指導員が不足
- 義務教育ではないことから各自治体での 対応となり、財源及び人員面で困難な状況

# 国への 要望 望する団体が多い 予算措置 120(49%) 情報提供 100(41%) - 69(28%) ■ n=245

# ■ 具体的な回答内容(一部抜粋)

- ・幼稚園等への翻訳機導入の補助制度の創設
- ・就学前の外国人児童に対応した日本語の 参照枠と測定のためのテストの検討・作成

出典:入管庁調査「地方公共団体における共生施策の取組状況等に関する調査」の概要



# 現状·課題

我が国の在留外国人は令和4年末で約308万人。過去30年で約3倍に増加し、日本語学習者も令和元 年で約27万人である。新型コロナウイルス感染症の影響の入国規制等で在留外国人数の伸びは鈍化したが、 令和4年度から回復傾向にあることから、以後、外国人労働者や留学牛数は拡大する見込み。

政府として、外国人等との共生社会の実現に向け、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(令 和5年度改訂)等や円滑なコミュニケーションができる環境を整備するための「日本語教育の推進に関する法 律1等、さらに令和5年5月に成立した日本語教育機関認定法による日本語教育機関の認定制度や登録日 本語教員の資格制度創設を踏まえ、日本語教育の環境整備を計画的に推進。

日本語教育の全国展開・ 学習機会の確保が必要

2

1

日本語教育の質を維持向上 させるための施策が必要

# 事業内容

※合計予算額には上記のほか審議会経費40百万円を含む

# 1 確展日 保開本 機の

# ①外国人材の受入れ・共生のため の地域日本語教育の推進

495百万円(600百万円)

- 0 地域日本語教育の中核を担う都道府 県・政令指定都市が、市町村や関係機 関と連携し教育環境を強化するための 総合的な体制づくりを支援。
- 令和6年度には58自治体(全体の約 9割)まで支援。B1レベルの体系的 な日本語教育には補助率を加算。

# ②日本語教室空白地域解消の 推進強化

148百万円(153百万円)

- 日本語教室空白地域の市区町村に 対しアドバイザーを派遣、日本語教 室の開設・安定化に向けて支援。
- ICTを活用した日本語学習教材の 開発・提供。「日本語教育の参照 枠」に基づく動画コンテンツや新たな 言語を追加開発。

# ③「生活者としての外国人」 のための特定のニーズに対応

24百万円 (24百万円)

う、広域で共通する「特定の課題に対 する学習ニーズ(特定のニーズ)」に 対応した先進的な取組を創出。(障害 を有する外国人に対する日本語教育、 文字学習中心の日本語教育等)

# 2

の国

# 向日 上 等語 の 質

# ①「日本語教育の参照枠」を活用 した教育モデル開発事業

11百万円(14百万円)

令和3年度に策定された「日本語教 育の参照枠 | の活用を促進するため、 令和4年度から計画的に生活・留学・ 就労の分野での教育の内容・方法等の モデルや教材等の開発・普及を実施。 令和6年度は令和5年度に開発され

たモデルの普及(活用促進)を促進。

# ②日本語教師の養成及び現職日 本語教師の研修事業

241百万円(250百万円)

日本語教師の養成に必要な「日本語 教育人材の養成・研修の在り方につい て(報告)改定版 | (平成31年)及 び登録日本語教員の資格創設を踏まえ、

- 現職日本語教師研修プログラム普及、
- 日本語教師養成・研修推進拠点整備、
- 日本語教師の学び直し・復帰促進 アップデート研修を実施。

# した日本語教育事業

NPO法人、公益法人、大学等が行

# ③資格の整備等による日本語教育 の水準の維持向上(拡充)

376百万円(191百万

日本語教育機関認定法の実施に必要 な環境整備を図る。

- 日本語教員試験の実施
- 日本語教育機関認定法ポータルの 構築・運用
- 現職日本語教師への講習実施 (経過措置)

### 条約難民等に対する日本語教育 (拡充)

240百万円 (128百万円)

- 条約難民及び第三国定住難民等に 対する日本語教育を実施。
- O 改正入管法により創設された補完 的保護対象者に対する日本語教育を 実施(条約難民と同様の支援)。

### 4 日本語教育機関認定法等の 施行事務に必要な経費(新規)

25百万円 (-百万円)

日本語教育機関の認定、日本語教員 の登録、実践研修・養成機関の登録等 の円滑な手続に必要な経費を計上。

# ⑤日本語教育に関する調査及び 17百万円(28百万円)

日本語教育を推進するための課題に 対応した調査研究を実施(実態調査、 総合的な調査研究)。

# アウトプット(活動目標)

- ・地域日本語教育の全国展開
- ・日本語教育の人材の質を高める取組の展開

# 短期アウトカム(成果目標)

日本語学習者の増

(日本語教育環境の整備)

# 中期アウトカム(成果目標)

日本語学習者の増 (日本語教育環境の整備)

# 長期アウトカム(成果目標)

- ・日本語教育の質の維持及び向上
- ・外国人との共生社会への寄与

担当:総合教育政策局(令和6年度より文化庁国語課から総合教育政策局へ移管)

# 外国人材の受入れ・共生のための 地域日本語教育推進事業

令和6年度予算額 (前年度予算額

495百万円 600百万円)



# 背景·課題

①令和元年に「日本語教育の推進に関する法律」が公布・施行、令和2年にはそれに基づく国の基本方針が閣議決定された。 また、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」では、日本語教育が重点事項として位置付けられている。さらに、「経済財 政運営と改革の基本方針2023」及び「成長戦略フォローアップ」においても、地域の日本語教育の体制づくりが位置付けられている。

- ②都道府県・政令指定都市対象の調査によるとコーディネーターの配置や日本語教育の機会提供が進む中、必要な専門人材(日 本語教師、学習支援者)の不足や、学習者のニーズに対応した質の高い日本語教育の実施が十分でないなどの課題がある。
- ③文化審議会国語分科会では、令和3年度に「日本語教育の参照枠」を策定し、「地域における日本語教育の在り方について (報告)」(令和4年11月)では、今後の地方公共団体等における日本語教育の方向性や「生活Can do」が示された。これらの 体系的な日本語教育を地域に普及することによる教育の質の維持向上が求められている。
- ※ 令和5年6月には、「生活」に関する教育を行う機関も対象とした「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関 の認定等に関する法律」が公布。

# 事業内容

- **1. 企画評価会議の実施** 6百万円(前年度 7百万円)
- 2. 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進 【補助】 455百万円(前年度 560百万円)

対象:都道府県・政令指定都市の件数:47件(前年度 55件)

補助率:2分の1 ※(2)②(以下点線部)を実施する団体には補助率加算【最大3分の2】

### (1) 広域での総合的な体制づくり

- ①日本語教育推進施策の協議を行う「総合調整会議」設置
- ②地域全体の日本語教育を総括する「総括コーディネーター」配置
- ③日本語教室への指導・助言を行う「地域日本語教育コーディネーター」配置

### (2) 地域の日本語教育水準の維持向上

- ① 域内へのノウハウ等の普及・啓発のための日本語教育の実施(ICTの活用、教材作成、研修等を含む)
- (②[生活]に関する日本語教育プログラムの提供(以下を含むもの)を目的とした取組の開発・試行
- i「日本語教育の参照枠」に基づく「生活Can do」を参照した質の高い日本語教育
- 、ji [地域における日本語教育の在り方について (報告)\_」で示すレベル(B1) :時間数(350h以上)に応じた体系的な日本語教育。

# (3) 都道府県等を通じた市町村への支援

市町村が都道府県等の関係機関と連携して行う日本語教育等の取組への支援

市町村向け間接補助分 特別交付税措置

3. 総合的な体制づくりの優良事例等の普及、連携強化【委託】 3.3 百万円(前年度 3.3 百万円) 都道府県・政令指定都市日本語教育担当者連絡会議等を開催する。

# アウトプット (活動目標)

・都道府県・政令指定都市に対する地域 日本語教育の総合的な体制づくり推進事 業による支援の実施

# 短期アウトカム(成果目標)

・地域日本語教育の総合的な体制 づくり推進事業による各地域での日 本語教育支援体制の整備

# 中期アウトカム(成果目標)

・地域日本語教育の総合的な 体制づくり推進事業による日本 語教育の機会提供に係る関係 機関との連携の強化

# 長期アウトカム(成果目標)

・地域日本語教育の総合的な体制 づくり推進事業による日本語教育環 境の醸成と外国人との共生社会に 対する意識の向上

都道府県・政令指定都市におけるコーディネーターの配置状 況 ③配置していない・・・ ②今後、配置する予定 10.4%(7自治体) ①配置している、 76.1%(51自治体)

出典:「都道府県・政令指定都市日本語教育担当者 連絡会議」調査票集計結果(文化庁、令和5年3月)

# ▼ 地域日本語教育の環境強化のための 総合的な体制づくり イメージ図



担当:総合教育政策局(令和6年度より文化庁国語課から総合教育政策局へ移管)

# 【参考】「外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業」 地域における日本語教育の質の維持向上に向けた新たな取組について

従来の取組に加え、以下の取組を行い「地域における日本語教育の質の維持向上」を目指す 都道府県・政令指定都市等に対し補助率加算(最大3分の2)

- ○「日本語教育の参照枠」に基づく「生活Can do」を用いた「生活」に関する日本語教育プログラムの提供を目的とした取組を含む計画を支援
  - ・「日本語教育の参照枠」及び同参照枠に基づく「生活Can do」を活用し、その理念を踏まえた日本語教育
  - ・「地域における日本語教育の在り方について(報告)」で示されるレベル・時間数に応じた体系的な日本語教育

# ○地域における日本語教育の在り方について(報告)

(令和4年11月 文化審議会国語分科会)より抜粋

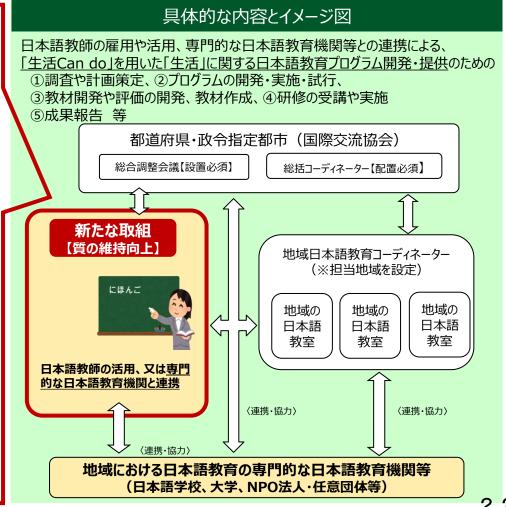
【生活Can do】「日本語教育の参照枠」を踏まえた「生活者としての外国人」対象の言語能力記述文(Can do)(A1からB1レベル)

No.	言語	カテコ*リー	\v^*.\\	Can-do		生活	上の行為の	事例	
NO.	活動	カナコ リー	ער איט	oari-do	大分類	中分類	小分類	事例 1	事例2
1	読む こと	世情を把握 するために 読むこと	B1	適切な医療機関を選ぶために、病院のサイトなどの、ある程度長い文章に目を通して、診療科 目や診療内容など、必要な情報を探し出すこと ができる。	I健康・ 安全に暮 らす	01健康を 保つ	(01) 医療機関 で治療を 受ける	適切な医療機関の 選択をす る	選択する病院を知る
2	発表	長く一人で 話す:経験 談	B1	体調が悪く、医療相談窓口に電話したときに、 相談員に自分の症状や症状の変化について、順 序だてて説明することができる。	I健康・ 安全に暮 らす	01健康を 保つ	(01) 医療機関 で治療を 受ける	適切な医療機関の 選択をす る	症状の変 化を説明 する
3	読む こと	世情を把握 するために 読むこと	<b>A</b> 1	健康診断や定期検診などで指定された病院の ホームページにアクセスし、診察日や時間を確 認することができる	I健康・ 安全に暮 らす	01健康を 保つ	(01) 医療機関 で治療を 受ける	適切な医療機関の 選択をす る	開院時間を確認する
4	やり 取り	店や公共機 関でやりと りをする	A2	電話で病院や歯医者の予約をするとき、ゆっく りとはっきりと話されれば、名前や電話番号、 日時、診察理由など病院のスタッフの質問に答 えることができる。	I健康・ 安全に暮 らす	01健康を 保つ	(01) 医療機関 で治療を 受ける	適切な医療機関の 選択をす る	予約を申し込む

### 【学習時間の目安】

地域における日本語教育で想定される自立した言語使用者(B1レベル以上)の学習時間

到達レベル	想定学習時間
0 ~A1レベル	Ⅰ00~Ⅰ50時間程度
AI~A2レベル	Ⅰ00~Ⅰ50時間程度
A2~BIレベル	I 50~220時間程度
BI~B2 レベル	350~550時間程度
総学習時間(1日4コマ、週	3~5日程度の集中的な学習を想定)
◎ 0~BI レベルまで	350~520時間程度
	(470~780単位時間程度(1単位時間45分))
<参考>	
0~B2 レベルまで	700~1070時間程度
	(933~1426単位時間程度(1単位時間45分))
L	



令和6年度 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業 採択団体 所在地

# 合計 56団体

# 都道府県 (40団体)

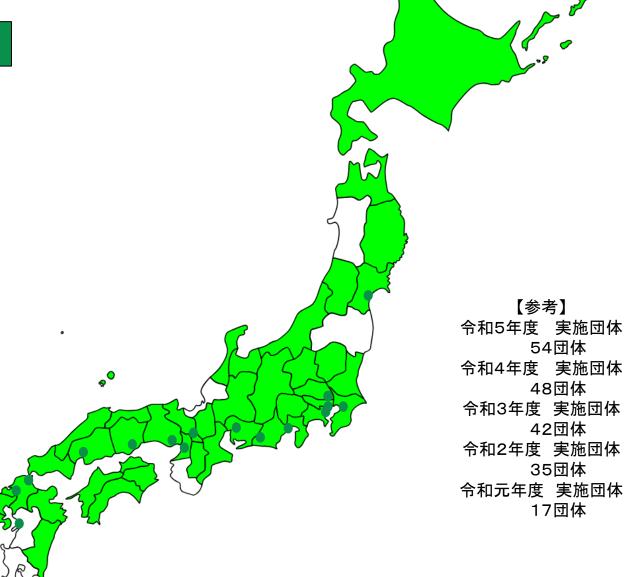
# 政令指定都市 (16団体)

- 北海道 ・三重県
- 青森県 ・滋賀県
- 京都府 ・岩手県
- ・宮城県 ・大阪府
- ・山形県 ・兵庫県
- ・茨城県 奈良県
- ・栃木県 ・鳥取県
- 群馬県島根県
- · 埼玉県 · 岡山県
- 千葉県 ・広島県
- 東京都 ・山口県
- · 神奈川県 · 徳島県
- ·新潟県 ·香川県
- ・富山県 ▪愛媛県
- ・高知県 ・石川県
- ・山梨県 ・福岡県
- ・長野県 ・佐賀県
- · 岐阜県 · 長崎県
- 大分県 静岡県
- 宮崎県 • 愛知県

- 仙台市★
- さいたま市
- ・千葉市
- 川崎市
- 横浜市
- •静岡市★
- 浜松市
- 名古屋市
- 京都市★
- 大阪市
- 神戸市
- · 岡山市
- 広島市
- 北九州市★
  - 福岡市
  - 熊本市

:地域国際化協会が応募

下線付:新規応募団体



【参考】

54団体

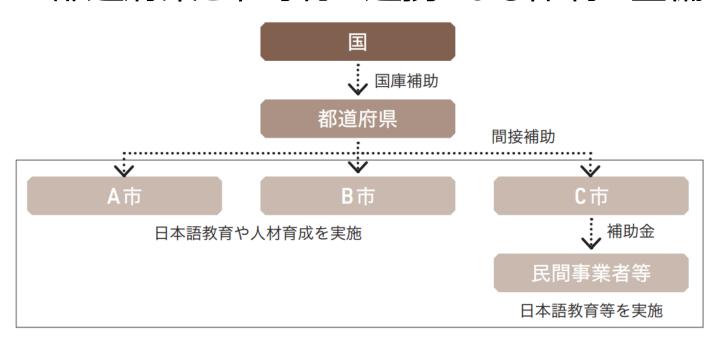
48団体

42団体

35団体

17団体

# 都道府県と市町村の連携による体制の整備



# 本事業に係る地方財政措置について

本事業の地方公共団体の負担のうち、市町村分については、地方交付税措置を講ずることとされています。これを活用し、間接補助事業によって市町村が行う取組をこの措置との対象とすることが可能となっています。なお、都道府県分の措置はありません。

区分	種類	措置率	
市町村	特別交付税措置	0.5	(令和6年3月時点)

実際の地方財政措置の事務や実際の決定額については、各団体の財政担当部署等に御確認ください。

# 神奈川県

取組年数:4年目 R1 R2 R3 R3 R4

取組タイプ







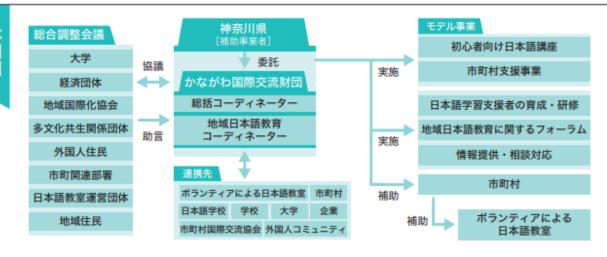


学習支援者育成

モデル教室

域内のニーズ把握

体制図



# 構築を目指す体制

- ●外国籍県民等が生活者として必要 な日本語を、身近な地域において 学ぶための環境を整備 (ICT等を 活用した環境づくりを含む)
- ●企業、学校などにおける日本語教育と地域における日本語教育の、 切れ目ない連携
- ●地域日本語教育を中心とした外国 籍県民等の様々な生活課題に対す る総合的な対応

目標

- ●市町村支援や財政支援を通じた、地域の実情に応じた日本語教育施策の拡充を図る。
- ●新たな市町村との連携による、地域の実情に応じた日本語講座を開催する。
- ●多様な主体と連携した事業構築についての検討・準備を行う。
- ●広く地域住民等を対象とした、日本語教育に関する基本的な理解や関心の促進を図る。



▲初心者向け日本語講座 「はじめてのにほんご」

# 岩手県

取組年数:2年目

R1 > R2

R3 >

> R4

取組タイプ







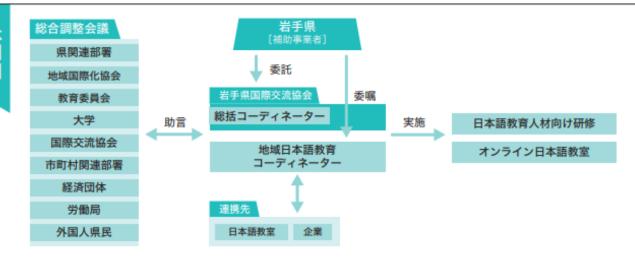






▲オンライン日本語学習講座

体制図



# 構築を目指す体制

- ●県は、各関係主体が連携して期待される役割を十分担えるように支援
- ●市町村は、地域の国際交流協会や 日本語教室等と連携し、日本語教 育体制を整備
- 外国人労働者を雇用する事業者は、 職務または生活に必要な日本語習 得のための学習機会を提供し、学 習を支援

目標

- ○「岩手県における日本語教育の推進に関する基本的な方針」に基づき、教育人材の確保・育成に取り組む。
- ●事業者への普及啓発活動に力を入れ、外国人労働者に対する日本語教育の取組を促進する。
- ●オンラインによる日本語教室を開催し、学習機会を提供しつつ、学習ニーズの把握、オンラインでの学習におけるノウハウの蓄積に努める。

# 「生活者としての外国人」のための日本語教室

# 空白地域解消推進事業

令和6年度予算額 (前年度予算額

148百万円 153百万円)



# 現状·課題

日本語教室が開催されていない市区町村(以下、空白地域)は834である(令和4年11月現在)。 その地域に在住する外国人数は149,062人となっており、こうした外国人には日本語学習機会が十分に行き届いていない。そのため、空白地域を対象とする日本語教室の立ち上げと、遠隔による日本語教育の機会提供(ICT教材の開発提供)を中心とした支援を行うことにより、空白地域に在住する外国人に日本語学習機会を提供する必要がある。 空白地域の数の推移

令和元年度 939(49%) 934(49%) 934(49%) 877(46%) 6所 (括弧内は空白地域の比率)

# 事業内容

# 1 地域日本語教育スタートアッププログラム

・日本語教室がない市区町村(空白地域)に対し、日本語教室の立ち上げを目的 とした、以下の支援を行う。 件数:21件(前年度:24件)

# ✓ アドバイザー派遣の支援

- ○地域日本語教育 プログラムの開発
- ○施策立案への助言
- ○関係機関との調整

専門家チームによる 3 年サポート

指導者養成プログラムの開発、実施に対する支援

カリキュラム・教材の 開発に対する支援 教室運営の安定 化に向けた支援

# 地方公共団体による取組

日本語教育を 行う人材の育成 日本語教室の 開設(試行) 日本語教室の 運営

# ▽ 日本語教室の開設・安定化に向けた支援

コーディネーター、日本語教室の日本語教師、日本語教室運営のための人材養成、 教材作成等に係る経費を支援

# アウトプット(活動目標)

- ・日本語教室空白地域に対する地域日本 語教室スタートアッププログラムによる支援の 提供
- ・空白地域に在住する外国人が日本語を身 に付けられる日本語学習教材の充実

# 短期アウトカム(成果目標)

・地域日本語教室スタートアッププログラム の支援による日本語教室の開設

# 2 ICT教材の開発・提供

(出典) 文化庁日本語教育実態調査



# 日本語学習サイト

「つながるひろがる にほんごでのくらし」 (通称:つなひろ)

- 3レベルの動画教材(33シーン、約150動画)
- ●対応言語 18言語(令和5年度末)

中国語(簡体字)、中国語(繁体字)、英語、フィリピ ノ語、フランス語、インドネシア語、クメール語、韓国語、モン ゴル語、ミャンマー語、ネパール語、ポルトガル語、ロシア語、 スペイン語、タイ語、ウクライナ語、ベトナム語、日本語

・令和6年度は、地域に在住する外国人が自立した言語使用者として生活していく上で必要となる日本語能力を身に付けられるよう、「日本語教育の参照枠」に基づく「生活Can do」を踏まえて、生活場面の動画コンテンツを追加し、日本語学習教材の充実を図るとともに、新規1言語を追加。

### 3 空白地域解消推進セミナー/日本語教室開設に向けた研究協議会

- ・日本語教室の開設に向けて取り組んでいる市区町村を対象としたセミナーの開催
- ・域内市区町村において、空白地域が多いあるいはスタートアッププログラムの活用実績が少ない都道府県を対象とする、地域に即した空白地域の解消方法を検討・協議するための研究協議会の開催

# 中期アウトカム(成果目標)

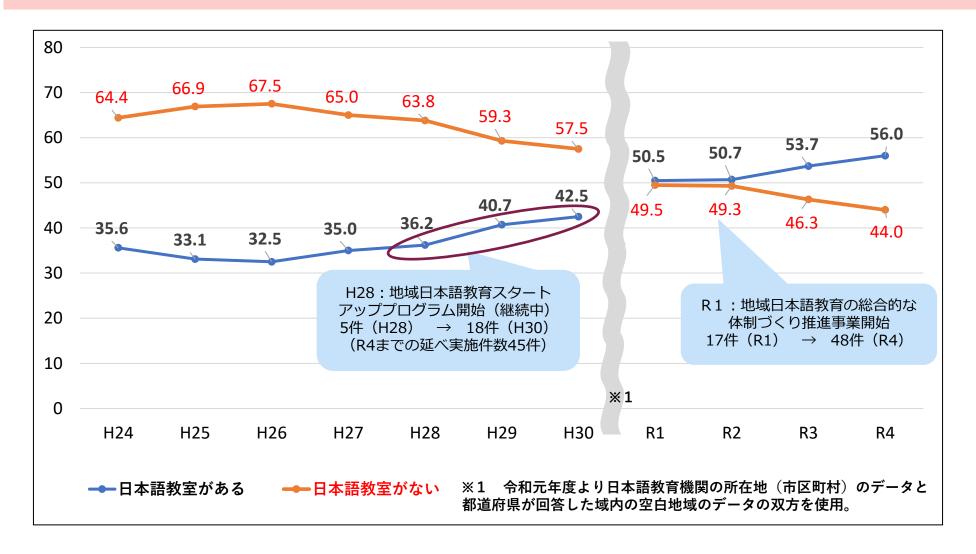
・地域日本語教室スタートアッププログラムの支援によって開設された日本語教室の運営維持、安定化

# 長期アウトカム(成果目標)

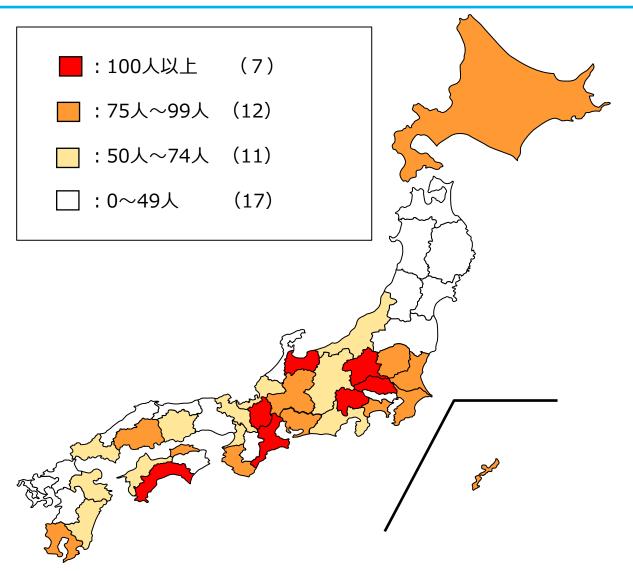
- ・日本語教室開設地域の増加による 日本語学習機会の普及
- ・在留外国人のICT教材の利用拡大による日本語学習機会の向上

# 域内に日本語教室がある市区町村の数の推移

- ・域内に「日本語教室がある」市区町村(政令市の行政区を含む)は令和4年度では56.0%となっている。
- ・「日本語教室空白地域」(※)は平成24年度は64.4%であったが、令和4年度は44.0%となった。



# 日本語教師1人当たりの在留外国人数 (都道府県別)



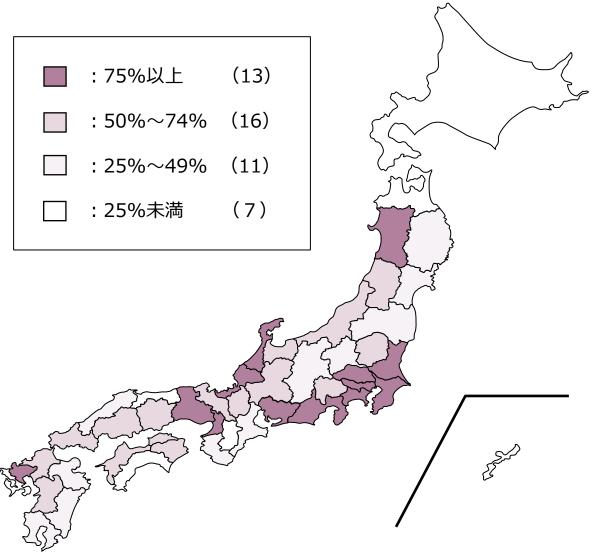
出典:文化庁「令和4年度日本語教育実態調査、入管庁「在留外国人統計」

NPO法人等の所在地を集計。国内のすべての日本語教育を実施する機関・施設等及び日本語教師数を集計したものではない。 ※全ての在留外国人が日本語を学習しているものではない。

都道府県	在留外国人 (A)	日本語教師 (B)	(B)1人当 たりの(A)
北海道	41,048	451	91.0
青森県	6,306	173	36.5
岩手県	8,003	192	41.7
宮城県	23, 249	595	39.1
秋田県	4,405	141	31.2
山形県	7,929	189	42.0
福島県	15,273	306	49.9
茨城県	77,826	838	92.9
栃木県	44,825	479	93.6
群馬県	64,869	442	146.8
埼玉県	205,824	1,918	107.3
千葉県	176,790	2,151	82.2
東京都	566,525	12,031	47. 1
神奈川県	237,450	2,484	95.6
新潟県	17,901	271	66. 1
富山県	19,733	123	160.4
石川県	16,254	352	46. 2
福井県	16,902	241	70. 1
山梨県	18,765	161	116.6
長野県	38, 384	569	67.5
岐阜県	61,022	612	99.7
静岡県	102,831	1,384	74.3
愛知県	280,912	2,822	99.5
三重県	57,748	551	104.8
滋賀県	35,826	267	134. 2
京都府	63,674	1,266	50.3
大阪府	262,681	4,016	65.4
兵庫県	119,509	2,746	43.5
奈良県	15,026	323	46.5
和歌山県	7,619	84	90. 7
鳥取県	4,961	134	37.0
島根県	10,107	245	41.3
岡山県	31,502	456	69.1
広島県	54, 784	639	85.7
山口県	16,734	307	54. 5
徳島県	6,641	173	38. 4
香川県	14, 234	171	83. 2
愛媛県	13,064	202	64. 7
高知県	5,038	47	107. 2
福岡県	85,065	1,906	44.6
佐賀県	7,333	163	45.0
長崎県	10,397	278	37. 4
熊本県	18,807	399	47. 1
大分県	14, 307	212	67. 5
宮崎県	8,007	133	60. 2
鹿児島県	13,064	155	84. 3
沖縄県	20, 437	232	88. 1
合計/平均	2, 949, 591	44, 030	72
	L, 242, 331	44,030	12

<sup>※</sup>日本語教育を実施する機関・施設のうち、大学等機関、法務省告示機関を除き、地方公共団体等、国際交流協会、

# 日本語教育が実施されている市区町村等の割合(都道府県別)



- ※1 文化庁「令和4年度日本語教育実態調査」報告書のデータを参照し作成。
- ※2 日本語教育を実施する機関・施設のうち、大学等機関、法務省告示機関を除き、市区町村等、 国際交流協会、NPO法人等の所在地を集計。国内のすべての日本語教育を実施する機関・施設 等及び日本語教師数を集計したものではない。
- ※3 市区町村等の数には、政令指定都市の行政区を含む。

都道府県	市区町村等 (A)	うち、日本語教育 を実施 (B)	(A) に占める (B) の割合
北海道	188	35	18.6%
青森県	40	9	22.5%
岩手県	33	15	45.5%
宮城県	39	17	43.6%
秋田県	25	19	76.0%
山形県	35	21	60.0%
福島県	59	20	33.9%
茨城県	44	37	84.1%
栃木県	25	16	64.0%
群馬県	35	14	40.0%
埼玉県	72	60	83.3%
千葉県	59	45	76.3%
東京都	62	48	77.4%
神奈川県	58	50	86.2%
新潟県	37	27	73.0%
富山県	15	8	53.3%
石川県	19	15	78.9%
福井県	17	13	76.5%
山梨県	27	14	51.9%
長野県	77	35	45.5%
岐阜県	42	30	71.4%
静岡県	43	34	79.1%
愛知県	69	60	87.0%
三重県	29	14	48.3%
滋賀県	19	14	73.7%
京都府	36	26	72.2%
大阪府	72	67	93.1%
兵庫県	49	49	100.0%
奈良県	39	9	23.1%
和歌山県	30	9	30.0%
鳥取県	19	4	21.1%
島根県	19	9	47.4%
岡山県	30	18	60.0%
広島県	30	22	73.3%
山口県	19	12	63.2%
徳島県	24	13	54.2%
香川県	17	12	70.6%
愛媛県	20	12	60.0%
高知県	34	8	23.5%
福岡県	72	39	54.2%
佐賀県	20	15	
長崎県	21	5	23.8%
熊本県	49	27	55.1%
大分県	18	8	44.4%
宮崎県	26	11	42.3%
鹿児島県	43	12	27.9%
沖縄県	41	3	7.3%
合計/平均	1,896	1,060	55.9%

# 地域日本語教育スタートアッププログラムの概要1

### 文化庁委託事業

令和5年度 「生活者としての外国人」のための日本語教室空白地域解消推進事業 地域日本語教育スタートアッププログラム

### 地域日本語教育アドバイザー リスト

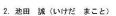
(敬称略・五十音順)

### 1. 阿部 仁美(あべ ひとみ)

一般社団法人北海道日本語センター 理事 北海道大学 非常勤講師

### <専門分野>

留学生等に対する日本語教育 日本語学習支援者の育成



一般財団法人北海道国際交流センター (HIF) 専務理事/事務局長

### <専門分野>

地域における多文化共生

多様性の醸成や分野を越えたネットワークづくり

### 3. 石津 みなと (いしづ みなと)

公益財団法人石川県国際交流協会 地域日本語教育総括コーディネータ

1

### <専門分野>

地域における日本語教育、留学生に対する日本語教育、

外国につながる子供支援、日本語教師の育成

### 4. 磯村 美保子(いそむら みほこ)

名古屋 YWCA 学院日本語学校 校長

### <専門分野>

留学生に対する日本語教育、日本語教師育成









# アドバイザー派遣の支援

- ○地域日本語教育 プログラムの開発
- ○施策立案への助言
- ○関係機関との調整

専門家チームに よる3年サポート 指導者養成プログ ラムの開発、実施 に対する支援

カリキュラム・教材 の開発に対する 支援

教室運営の安定 化に向けた支援

# 地方公共団体による取組

日本語教育を 行う人材の育成

日本語教室の 開設(試行)

日本語教室 の運営

# 日本語教室の開設・安定化に向けた支援

コーディネーター、日本語教室の日本語教師、日本語教室運営のための人材 養成、教材作成等に係る経費を支援

# 地域日本語教育スタートアッププログラムの概要2

# 【本プログラムを活用した3年間の計画例】

# <1 年目> 準備・試行

- ●地域の現状把握・分析
- ●日本語教育について検討を行う会議体の設置
- ●外国人コミュニティ及び関係団体へのヒアリング
- ●外国人住民・日本人住民へ のアンケート調査
- ●日本語教育プログラムの作成
- ●指導者育成プログラムの作成

# <2年目> 実施

- ●日本語教室の試行
- ●住民に対する周知・広報
- ●学習教材の検討
- ●指導者の育成
- ●日本語教育プログラムの改善
- ●指導者育成プログラムの改善
- ●学習教材の改善

# <3年目> <mark>安定</mark>

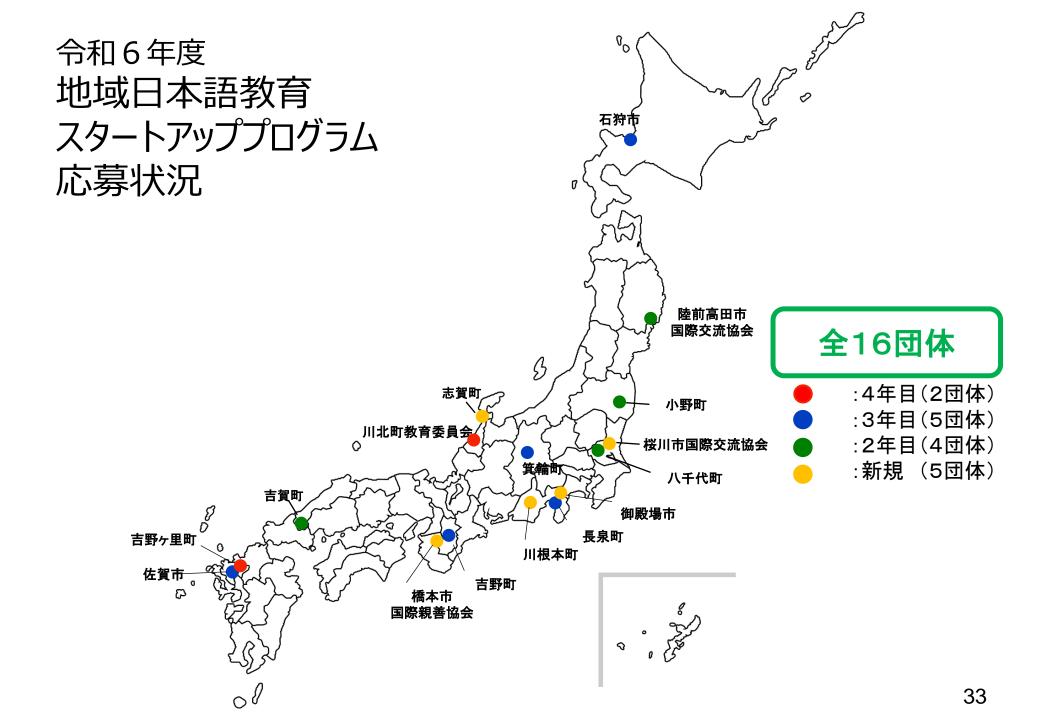
- ●地域の関係機関との連携
- ●住民に対する意識啓発
- ●日本語教室の安定的な運営に向けた検討







アドバイザー(専門家)チームによる3年後の自立に向けたサポート





千葉県

1.1

# 銚子市 国際交流協会

# キーワード

- ☑ 多文化共生の地域社会・まちづくり
- ☑ 日本語の学びを通じた居場所づくり
- ☑ やさしい日本語を活用し異文化理解を促進

総人口	58,098人
外国人数	2,313人
外国人比率	3.98%
主な国籍	中国、ベトナム、タイ、 フィリピン、韓国

主な 在留資格

- 技能実習
- ·永住者
- 留学
- 定住者
- ・日本人の配偶者等

令和3年9月1日現在

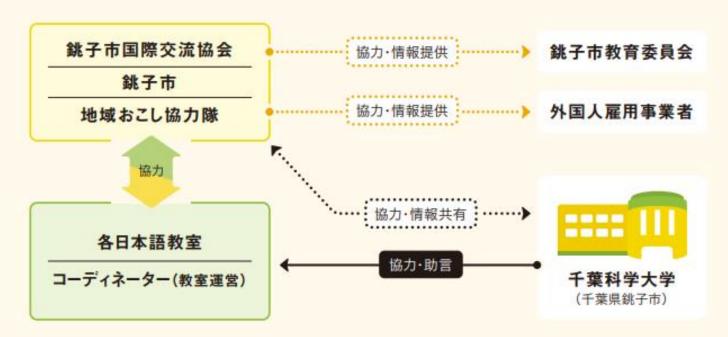
概 要

教室の安定した運営のため、外国人住民の実態や雇用者及び地域住民の意識についてアンケートを実施しました。 コロナ禍では、繋がりがとぎれない様に、オンライン活用を目指しスキルアップ講座を経て月例オンライン茶話会サロンを開催しました。また、やさしい日本語の普及活動、日本語教室学習支援者養成講座を実施し、対面による教室の本格的稼働を目標に取り組みました。

きっかけ

銚子市の人口において外国人住民は約4%です。特に、20代に限れば20%を占め、全員が外国人の町内もあります。外国人の様子を見ると、日本語力不足のため日常生活で不利益を被っている場面が見られます。市の高齢化が加速する中、外国人が地域活動に参加すれば地域が活性化すると考えました。しかし日本語力不足ではコミュニケーションが困難です。さらに市域が東西に長い上に、公共交通が不便であるため、市の中央地区にある日本語教室に通うことが困難だという実態もあります。空白地域である東部地区や西部地区に教室を分散したくてもボランティアや学習支援者の確保、そのスキルアップ等が課題になったため本プログラムを活用することを決めました。

# 立ち上げた日本語教室について







# 【日本語教室さざんか】(東部地区)

開催日 毎週火曜日 18:30~20:00

場 所 銚子市内の消防庫を利用

# 【とよさと日本語教室】(西部地区)

開催日 第1、3、4日曜日 10:30~12:00

場 所 銚子市豊里地区コミュニティーセンター

# 【CIMAにほんごサロン】(中央地区)※令和4年5月開講予定

開催日 第1、3、4日曜日 13:30~15:00(予定)

場 所 銚子市中央地区コミュニティーセンター(予定)

# コーディネーターの声

まず、銚子の東と西に教室がスタートしました。教室には親子で来ている人もいます。子どもたちが自由に活動している間に、母親は日本語の勉強です。感染症拡大防止のため行動に制限がありますが、学習者同士の仲も良く、笑いが絶えない楽しい居場所となっています。コロナが終息したら、異文化理解につながる活動をし、学習者と支援者の学びを深めていきたいと思っています。中央にも教室が始まる予定です。



# 「生活者としての外国人」のための日本語学習サイト TSUNAHIRU つながるひろがるにほんごでのくらし



# 概要

日本語教室がない空白地域に暮らし、日本語学習機会がない外国人が 独学で習得できる日本語学習コンテンツを開発・公開

## 内容

- ・生活場面の動画中心、日本語・外国語字幕表示、 表現・語彙、文型の確認、生活に必要な情報等を掲載した学習サイト ・活用方法等のセミナーの開催、広報活動
  - 対応言語 全18言語

中国語(簡体字)、中国語(繁体字)、英語、フィリピノ語、インドネシア語、クメー ル(カンボジア)語、韓国語、モンゴル語、ミャンマー語、ネパール語、 ポルトガル 語、ロシア語、スペイン語、タイ語、ウクライナ語、ベトナム語、日本語 フランス語【令和5年12月22日公開】

# 使い方ガイドブック等の作成

- 活用促進のため、広報ツールを作成・公開
  - ・使い方ガイドブック
  - ・パンフレット、ポスター各種
  - ·広報用動画 等

実績(令和4年度) 147万アクセス







このサイトでは、日本で生活する外国人の皆さんが、日本語でコミュニケーションをとったり、生活できるようになったりすることを目指して、日本語 を学習することができます。自分に合った日本語のレベルや、学習したいシーン、キーワードに応じて学習コンテンツを選択することができます。日本語 を勉強し実際に使うことを通じて、社会とつながり、生活をひろげてみましょう

このサイトについて

自分に合ったレベルを探そう

#### はじめに覚えよう!日本語の便利なフレーズ







# 2-1. 〇〇はどこですか。

店でほしい商品の場所を聞くことができる 場所についての情報が理解できる 日本語・ローマ字・外国語 から選択可能





〇令和4年6月

ウクライナ語・ロシア語に対応 〇令和4年12月 中国語(繁体字)に対応 〇令和5年12月

## スクリプト

このフレーズを覚えよう

フランス語に対応
アンジェラ: すみません。牛乳はどこですか。 A: Sumimasen. Gyuunyuu wa doko desu ka.
店員: 牛乳ですね。こちらです。 B: Gyuunyuu desu ne. Kochira desu.

# 「生活者としての外国人」のための日本語学習サイト TSUNAHIRD 「生活者としての外国人」のための日本語子音リュト つながるひろがるにほんごでのくらし

TSUNAHIRO SOS CONTROL

BUCK OFFICER PERSON SERVED SER

住民としてのマナーを理解しよう●

この福度で学べるキーワード

----

11-1.これ、すてたいです。

A: Decimants

11-2. 大きいごみは、どこに除てますか。

11010

612786<88>

住員としてのマナーやルールを理解するために、日本語を学びまし、 ごかの出し方や、住意としてのマナーについて、 無人に質問したり、投資をかとつてきるようになります。

# サイト内ページ解説



## 生活に必要な日本語を『見て・聞いて』学べる動画コンテンツ



シーン1 あいさつをしよう

シーン2 身近なものを買ってみよう

シーン3 売り場や値段をきいてみよう

シーン4 ほしいものを選んで買ってみよう

シーン5 お店の人に希望を伝えてみよう

シーン6 レストランへ行ってみよう

シーン1 場面に応じたあいさつをしよう

ジーン2 お店のサービスを利用してみよう

シーン3 お店を選んでみよう

シーン4 いろいろなお店を利用しよう

シーン5 上手に買い物をしよう

シーン6 自治会に入ってみよう

シーン7 イベントに行ってみよう

シーン7 宅配便を利用しよう

シーン8 電車に乗ってみよう

シーン9 道をきいてみよう

シーン10 銀行を利用しよう

シーン11 住民としてのマナーを理解しよう

シーン8 病院に行こう

シーン9 緊急のときは、助けをもとめよう

シーン10 役所に行こう

**シーン11** 図書館に行ってみよう

シーン12 ハガキを送ってみよう

シーン13 インターネットや電話を利用しよう



R

レベル2

シーン2 防災について考えよう

シーン3 引っ越し先を探そう

シーン4 引っ越しの準備をしよう

# シーン1 薬局を利用しよう

#### シーン2 身近なものを買ってみよう

スーパーマーケットで買い物をするときに使う日本語 を学びましょう。商品の売り場を聞くときや成分につ いて聞くとき、支払いをするときの表現を学ぶことが 2-1.OOはどこですか。 できます。





ていますか。



2-2. これ、おさけがはいっ 2-3. 〇〇えんになります。

#### シーン8

#### 病院に行こう

病院やクリニックを利用するときに使う日本語を学び ましょう。受付での必要な手続きや医師の診察、薬の 処方を受けたりすることができるようになります。





かぜをひいたみたいです。 おふろにはいってもいいで こちらがしょほうせんにな

ります。

# 言語選択

#### レベル選択

自分に合ったレベルで学べるよう レベル分けされています。

#### テーマ・日標

それぞれのシーンにおけるテーマ・ 目標を提示します。

#### キーワード

このページで学ぶことができる キーワードを提示します。

#### 動画

テーマに応じた動画を掲載しています。

## 字幕

動画に合わせてセリフが表示されます。日本語、 ローマ字、外国語から字幕を選ぶことができます。

#### 役に立つことば

それぞれのシーンで取り上げら れたことばに関連する、役に 立つことばを一覧で見ること ができます。



## 役に立つ情報〈コラム〉

日本に在住する外国人の方にテーマに関係する経験 について尋ねたインタビュー記事を掲載しています。

#### 役に立つ情報(動画)

学習テーマに関連して知ると役に立つ情報の動画を 視聴することができます。

# 「生活者としての外国人」のための特定のニーズに 対応した日本語教育事業

令和6年度予算額 (前年度予算額

24百万円 24百万円)

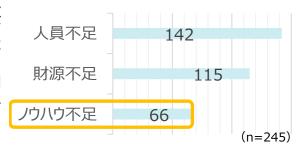


## 現状·課題

文化庁が実施した都道府県・政令指定都市に対する調査結果(※)によれば、多数の団体から「子育て・教 育「「就労」等のライフステージによる、特定の課題に対する学習ニーズ(以下、「特定のニーズ」)が指摘されて いる。また、有識者からも、障害や識字、文化的背景等に伴う学習上の困難により、合理的配慮や個別対応 等が必要な外国人に対する日本語教育の在り方を検討する必要性が示唆されている。一方、「特定のニーズ」 に対応するためのノウハウ不足を課題とする自治体が多数あり、こうした専門性が必要となるニーズへの対応が困 難な状況にある。このため、行政区域を越えて広域で共通する「特定のニーズ」に対応した日本語教育プログラム 及びその実施体制を実践的に検討・開発し、普及することが必要である。

※「令和4年度各地域における日本語教育に関する取組について(回答一覧) | (令和4年度都道府県・政令指定都市日本語教育担当者会議)

## 地域の日本語教育に関する課題



(出典) 出入国在留管理庁「地方公共団体における 共生施策の取組状況等に関する調査」

# 事業内容

## ◆ 地域日本語教育実践プログラム

NPO法人、公益法人、大学等が行う地域日本語教育における、広域で共通する「特定の ニーズ」に対応した先進的な取組の創出。

## 想定される取組例

#### ● 障害を有する外国人に対する日本語教育 の取組

障害特性を考慮したカリキュラムデザインや障害 特件の理解を促すための研修を通じた、障害を有 する外国人に対する日本語学習環境を整備する 取組

#### 特定の課題を抱える外国人に対する日本語 教育の取組

件数:8件(前年度:8件)

文化や宗教上の理由により、外出等が制限さ れ、学習機会へのアクセスが困難な外国人に対し て、社会参加を促すカリキュラムデザインや日本語 学習に対する周囲の理解を推進する取組

# 各団体の特徴や長所を生かした創意ある取組を普及

「特定のニーズ」に対応した外国人等の効果的な日本語習得及び、他の地 域や団体が実施する日本語教育にも応用して活用できる先進的な取組を 創出し、普及を図る。



## アウトプット(活動目標)

- ・「生活者としての外国人」に対する「特定 のニーズ」に応じた先進的な日本語教育 の在り方の検討
- ・取組の成果の発信や普及及び地域住 民の日本語教育への理解の促進

## 短期アウトカム(成果目標)

「生活者としての外国人 |が日本語を 用いて、健康かつ安全に生活を送るこ とができるようになるとともに、相互理解 を図り、社会の一員として生活を送るこ とができるようになる。

#### 中期アウトカム(成果目標)

「生活者としての外国人」が自立し た言語使用者として生活を送るこ とで、地域社会への参画を容易に し、社会包摂推進の一助となる。

#### 長期アウトカム(成果目標)

「生活者としての外国人」が日本 語で意思疎通を図り生活できるよ うになることで、地域住民・外国人 住民双方における多文化共生社 会の創生に寄与する。

# 国語課における地域日本語教育事業の連関について

地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業(補助事業)

対象:都道府県・政令指定都市等

「生活者としての外国人」のための日本語教室 空白地域解消推進事業 地域日本語教育スタートアッププログラム

(事務局委託事業) 対象:市区町村等

広域での日本語教育の 実施体制の整備 【ネットワーク型事業】

日本語教室がない市区町村 (空白地域)でのスタートアップ 【事例集積型事業(市区町村)】

「生活者としての外国人」のための特定の二一 ズに対応した日本語教育事業 地域日本語教育実践プログラム

(委託事業)

対象:NPO法人・任意団体・大学等

地域日本語教育における 「特定の課題に対する学習ニー ズ」に対する対応方法の提案 【事例集積型事業(NPO法人等)】

現状は対応できていないニーズに 対する方法論の提案・普及

# 【参考】

日本語教育機関の認定と 登録日本語教員に関する新たな制度

# これまでの日本語教育に係る課題





# 教育の質

- ✓ 教育の質の確保のための仕 組みが不十分
- ✓ 専門性を有する日本語教師 の質的・量的確保が不十分



# 情報発信

✓ 学習者、自治体、企業等が 日本語教育機関選択の際、 教育水準について正確・必 要な情報を得ることが困難



# 地域間格差

- ✓ 地域によって教育機関や教 員養成機関の整備が不十分
- ✓ 全国の学習機会提供のため のオンライン教育の環境整 備が不十分



- A) 学習ニーズに対応した①質が確保された「認定日本語教育機関」、②日本語教師の資格化に関する法整備
- B) 希望する学習者、企業、自治体等に向けて、文科省と法務省・厚労省・外務省・経産省・総務省 等関係省庁との連携による多言語情報発信等の推進
  - 日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律(令和6年4月施行)
  - 日本語教育の推進に関する法律(令和元年6月施行)

# 日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律の概要

## 趣旨

日本語教育の適正かつ確実な実施を図り、もって我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に寄与するため、①日本語教育機関のうち一定の要件を満たすものを認定する制度、②認定日本語教育機関の教員資格を創設。

#### 概要

#### 1. 日本語教育機関の認定制度の創設

## (1)日本語教育機関の認定制度

○ 日本語教育機関の設置者は、**日本語教育課程を適正かつ確実に実施することができる日本語教育機関である旨の文部科学大臣認定を受けることができる。** 

#### (2)認定の効果等

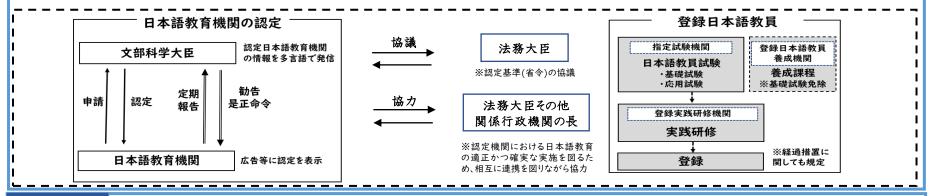
- 文部科学大臣は、**認定日本語教育機関の情報を、多言語でインターネットの利用等により公表**する。
- 認定日本語教育機関の設置者は、**生徒の募集のための広告等に文部科学大臣が定める表示を付することができる**。

## (3)文部科学大臣による段階的な是正措置

- 文部科学大臣は、必要な場合に**日本語教育の実施に関し報告を求めることができる**ほか、**勧告及び是正命令を行うことができる**。
  - ※認定基準に関する法務大臣への協議、文部科学大臣と法務大臣その他の関係行政機関の長との協力を規定。

#### 2. 認定日本語教育機関の教員の資格の創設

- 認定日本語教育機関において日本語教育を行うために必要な知識及び技能についての①「日本語教員試験」に合格し、②文部科学大臣の 登録を受けた「登録実践研修機関」が実施する「実践研修」の修了者は、「登録日本語教員」として、文部科学大臣の登録を受けることができる。
- 日本語教員試験は、「**基礎試験」**及び「応用試験」とで構成し、文部科学大臣が指定する「指定試験機関」が実施する。
- 文部科学大臣の登録を受けた「登録日本語教員養成機関」が実施する養成課程の修了者は、申請により「基礎試験」を免除する。



# 認定日本語教育機関制度の創設



#### 法務省告示機関【これまで】 認定日本語教育機関【これから】 日本語に通じない外国人が我が国において生活するため 在留資格「留学」を有する外国人の受 に必要な日本語を理解し、使用する能力を習得させるた 目的 入れ機関の告示 めの教育 法務大臣 文部科学大臣 認定等の主体 分野 「留学」のみ 「留学」に加え、「就労」と「生活」を新設 留学はB2以上目標、就労・生活はB1以上目標の課程を 専ら日本語の教育を受ける者にとって 適当と認められるもの 1つ以上置くこと • 課程の目的・目標、生徒の日本語能力に応じて、適切な 教育課程 授業科目を体系的に開設すること • 「日本語教育課程編成のための指針」に基づくこと 等 ※「就労」と「生活」は3/4を上限にオンライン授業を実施可能 • 大学等において日本語教育に関する教育課 「登録日本語教員」を国家資格化 • 日本語教員試験(基礎試験・応用試験)の合格 程を履修して卒業等した者 • 登録実践研修機関が実施する実践研修の修了 • 学士を取得し、かつ文化庁届出の研修を 教員資格 ※登録日本語教員養成機関が実施する養成課程の修了者は基礎試験免除 420単位時間以上受講し修了した者 • 日本語教育能力検定試験に合格した者 等 自己評価(義務)・第三者評価(努力義務) 自己評価のみ(義務) 評価 • 審議会による実地視察

# 認定日本語教育機関制度の概要





文部科学省

## 申請

(認定時)

審査・認定

- <認定基準>
- ✓ 教職員体制や施設設備、課程の編成・実施方法、生徒の支援体制等

定期報告・変更届出

(認定後)

段階的に勧告(命令、取消)

日本語教育機関

✓ 「認定日本語教育機関認定法ポータル」を構築し、多言語により情報を公表 (機関の基本的情報や変更届出・定期報告の概要等)

- ✓ 文部科学大臣が定める表示を付して生徒募集等のための広告
- ✓ 学習環境に関する情報公表、 自己点検評価の結果公表

日本語学習を希望する外国人、生徒、地域、海外等



# 認定日本語教育機関における日本語教育課程編成の考え方(分野別)



「認定日本語教育機関日本語教育課程編成のための指針」(令和6年4月中央教育審議会生涯学習分科会日本語教育部会決定)よ

より	文部

# 留学 就労 生活

教育課程編成の考え方

- ✓ 学習者が希望する進路に送り 出すために、必要かつ独自性 のある教育内容を工夫し、実 施することが求められる。
- ✓ 企業等のニーズや学習者が希望する業者や職種への送り出し、グローバル人材の育成等の視点が求められる。
- ✓健康かつ安全、自立した生活、 文化的な生活、社会の一員と しての生活を送れるようにす ることが求められる。

到達目標・到達レベル

- ✓ 言語活動別の目標\*等を参照 し、各機関の理念、教育目標 や特色、学習者の背景や特性 等を踏まえ、Can doで設定す る。
- ✓言語活動別の目標等を参照し、 各機関の理念、教育目標や特 色、学習者の背景や特性、企 業等のニーズ等を踏まえ、 Can doで設定する。
- ✓言語活動別の目標等を参照し、 各機関の理念、教育目標や特 色、学習者の背景や特性等を 踏まえ、Can doで設定する。

「日本語能力」 「自らを管理する 能力」に加え、 推奨される 学習内容

- ✓ 地域の人々をはじめとした多様な他者との交流
- ✓ 機関内外における体験活動 等
- ✓ 就労慣行やビジネスマナー
- ✓ 職場見学や職業体験、異業種 交流会
- ✓ 業界研究や企画等のプレゼン等
- ✓ 地域との交流やイベントへの 参加
- √ 公私のサービスの利用や防災、 健康に関すること
- ✓ 地域課題の検討への参画 等

# ※日本語教育の参照枠(全体的な尺度)

基礎段階の	<b>乾隆の言語使用者</b> 自立した言語使用者		熟達した言語使用者		
A 1	A 2	В1	В2	C 1	C 2

- 参照枠は国際通用性が高く、共通の指標で日本語能力を測ることが可能。
- 参照枠に基づき、6つのレベル (A1~C2) で5つの言語活動 (聞くこと、 読むこと、話すこと (やり取り)、話すこと (発表)、書くこと) ごとに示した 「言語活動別の習熟度」や3分野 (留学、就学、生活) の「言語活動別の目標」、言語活動別に実生活において日本語を使ってどんなことができる かを表した「言語能力記述文 (Can do)」を設定。

# 日本語教師の要件から、国家資格へ



# 【旧】法務省告示基準に示された教員要件

- ①大学等において日本語教育に関する教育課程を履修して卒業等した者
- ②学士を取得し、かつ文化庁届出の研修を420単位時間以上受講し修了した 者
- ③日本語教育能力検定試験に合格した者 等



# 【新】認定日本語教育機関の教員の資格

# 登録日本語教員(国家資格)

- ①日本語教員試験(基礎試験※・応用試験)の合格
- ※登録日本語教員養成機関が実施する養成課程の修了者は基礎試験を免除
- ②実践研修の修了

# 登録日本語教員(認定日本語教育機関の教員資格)制度の概要



.....

# 文部科学省

- √ 指定
- ✓ 指定後の報告徴収・立ち入り検査 等



✓ 登録

✓ 登録後の報告徴収・立ち入り検査 等



# 指定試験機関

- 日本語教員試験(日本語教育能力を判定 する試験)を実施
  - 基礎試験:日本語教育を行うために必要となる基礎的な知識及び技能を測定
  - 応用試験:基礎的な知識及び技能を活用した問題解決能力を測定

原則、試験合格後に実践研修を受講・修了

する基礎試験の免除



登録実践研修機関

- 養成機関:登録日本語教員が身につけておくべき基礎的な知識や理論を学ぶための機関
- 実践研修機関:身につけた知識や理論 を活用して日本語を教える実践力を養 うために教育実習を中心に行う機関



# 国が登録証を交付

登録日本語教員

養成機関ルート

試験ルート

- A) 実践研修機関 + 養成機関(一体的に実施) → 応用試験 ※基礎試験免除
- B) 養成機関 → 応用試験 → 実践研修 ※基礎試験免除

基礎試験 → 応用試験 → 実践研修

# 国家資格「登録日本語教員」への期待



## 日本語教員試験

合格

日本語教育を行うために必要な知識及び技能を判定する試験



#### 修了

#### 実践研修

日本語学習者を対象とした教育実践 経験を通して日本語教育を行うために 必要な実践的な技術を習得



登録•申請

# 登録日本語教員



## くキャリア形成>

- 日本語教育機関における
  - ・研修体制の構築
  - •研修支援
  - ・多様な職位の設定
- 自律的、継続的な研究と修養
- 専門職ネットワークの構築による
  - ・日本語教育のノウハウの共有

など

# <活躍の場>

認定日本語教育機関 (留学·就労·生活)

海外における日本語教育を 行う機関・サービス等

小・中・高等学校 (指導補助または指導)

> 認定日本語教育機関以外の 日本語教育を行う機関やサービス (就労者、生活者、難民・避難民等)

## く担う役割>

- 日本語の授業の実施
- ・ 学習者の能力や学習成果の評価
- ・ 授業科目の設定やシラバス作成
- ・ 教育課程の企画・編成や実施
- ・ 日本語教育関係機関等との連携・コーディネート
- ・ 日本語教員・コーディネーターの養成

など

## <発揮する専門性>

・ 学習者の特性や状況、学習ニーズを踏まえた教授法・教材の選択・開

発

- ・「日本語教育の参照枠」に基づいた学習者の日本語能力の評価
- ・ 学習者の社会参加を促進するための教室活動のデザイン
- ・ ICT等の多様なツール、リソースを活用した教育実践
- ・ 多様な言語・文化・社会的背景を持つ学習者への理解や尊重の態度
- 日本語教師等の育成指導

# 登録日本語教員の資格取得ルート





# 第1回日本語教員試験の日程等について



○日本語教員試験のスケジュールや試験案内などを以下のホームページに掲載していますので、御確認ください。

URL: https://nihongokyouinshiken.mext.go.jp/

# 日時

令和6年11月17日(日)

基礎試験 120分

応用試験 聴解:50分、 読解:100分



# 会場

# 全国8ブロックで実施予定

北海道(北海道札幌市) 東北(宮城県仙台市) 関東(東京都23区内) 中部(愛知県名古屋市) 近畿(大阪府堺市) 中四国(広島県広島市) 九州(福岡県福岡市) 沖縄(沖縄県宜野湾市)

# 受験料

通常:18,900円 基礎試験免除:17,300円 基礎試験及び応用試験免除(※):5,900円

※基礎試験と応用試験の両方を免除される場合も、資格取得のためには試験に出願することが必要。

# スケジュール

令和6年5月24日 令和6年度日本語教員試験実施要項 公表

6月28日 受験案内公表

8月1日 出願受付(~9月6日まで)

11月17日 試験日

12月20日 結果通知(予定)

- ※1日本語教育試験システムによりオンラインで受付
- ※2出願は9月6日(月)23時59分まで可能ですが、受験料納付のための収入印紙の送付は6日(金)消印有効です。
- ※3基礎試験と応用試験が免除される場合でも試験に出願し、免除の判断を受け 合格証書を取得することが必要ですが、その出願に際しては、日本語教育能力 検定試験の合格証及び/又は在職証明書が必要となります。
- ※4申し込み最終日は、試験システムへのアクセスが集中することが見込まれますので、お早めの出願をお願いいたします。

# (参考) 令和6年度日本語教員試験チラシ



# 日本語教員の国家資格制度ができました!











令和





試験日令和6年11月17日(日)



8月1日(木)~9月6日(金)

結果発表日 12月20日(金)(予定)



文部科学省総合教育政策局日本語教育課

#### >> 登録日本語教員とは

日本語教員の資質・能力を確認し、証明するための国家資格で、認定日本語教育機関で勤務するためには 必須の資格です。①[日本語教員試験] に合格し、②文部科学大臣の登録を受けた「登録実践研修機関」が実 施する「実践研修」の修了者は、「登録日本語教員」として、文部科学大臣の登録を受けることができます。 なお、現職日本語教師の方を中心に、試験の免除等の経過措置が設けられています。詳しくは日本語教員 試験ホームページをご覧ください。

※認定日本語教育機関以外の機関では、登録日本語教員の資格を取得しなくても、日本語指導を行うことが可能です。

#### >>試験の概要

	試験時間	出題数	出題形式	配点
基礎試験	120分	100問	選択式	1問1点 (計100点)
応用試験	聴解: 50分 (休憩) 読解: 100分	聴解:50問 読解:60問	選択式	1問1点 (計110点)

#### >>受験料

1. 通常

基礎試験及び応用試験 18.900円

- 2. 試験免除を受ける場合
  - (1) 基礎試験免除

免除資格の確認及び応用試験受験料 17.300円

- (2) 基礎試験及び応用試験の双方の免除 免除資格の確認手数料 5,900円
- ※1及び2(1)、(2)の費用には合格証書発行を含みます。



#### >>出題範囲

「登録日本語教員 実践研修・養成課程コアカリキュラム」(令和6年3月18日中央教育審議会生涯学習 分科会日本語教育部会決定) の養成課程コアカリキュラムにおける必須の教育内容から出題する。

#### >>)合格基準

① 基礎試験

必須の教育内容で定められた5区分において、各区分で6割の得点があり、かつ総合得点で8割の得点 があること。

②応用試験

総合得点で6割の得点があること。

詳細は日本語教員試験ホームページをご確認ください。 https://www.mext.go.jp/a\_menu/nihongo\_kyoiku/mext\_00004.html



# 認定日本語教育機関で日本語教育を担当する教員の経過措置



- 〇次のいずれかに該当する者は、5年の経過措置期間(令和11年3月31日まで)は、登録日本語教員の資格がない場合でも、認定日本語教育機関に教員として勤務できる。
  - ①日本語教員養成の420単位時間以上の講座を修了し、かつ、学士、修士若しくは博士の学位 (学士(専門職)・専門職学位・外国のこれに相当する学位を含む。)を有する者
  - ②日本語教育に関する大学(外国の大学を含む。)の単位を26単位以上修得し、かつ、学士、修士若しくは博士の学位(学士(専門職)・専門職学位・外国のこれに相当する学位を含む。)を有する者
  - ③令和6年3月31日までに公益財団法人日本国際教育支援協会(JEES)が実施する日本語教育能力検定試験に合格した者
  - ④平成31年4月1日以後において、法務省告示機関、大学又は文部科学大臣が別に指定する日本語教育機関で日本語教育に1年以上従事した経験を有する者

# 登録日本語教員の資格取得に係る経過措置

経過措置期間



令和6年4月1日~ 令和15年3月31日まで※2

#### 令和6年4月1日~令和11年3月31日まで

※1 平成31年4月1日(法施行5年前)~令和11年3月31日(法施行5年後)の間に法務省告示機関で告示を受けた課程、大学、認定日本語教育機関で認定 を受けた課程、文部科学大臣が指定した日本語教育機関(認定を受けた日本語教育機関が過去に実施した課程)で日本語教員として1年以上勤務した者 (C) (D-I)(D-2)(F-2)(F) 現職者※|に限らず必須の50 現職者※|のうち必須の50項 現職者※|のうち必須の50項 現職者※1のうち民間 現職者※1のうち民間 左記以外の 目対応前の課程修了者① 目対応前の課程修了者② 試験に合格した者① 試験に合格した者2 項目に対応した課程修了者 現職者※1 左記の養成課程等以外で、5 左記2つに該当しないもの 必須の50項目(※3に掲載さ 昭和62年4月1日~平成 平成 | 5年4月 | 日~令和6 区分の教育内容(※4に掲載 の、現行告示基準教員要件 れたもの。)を実施しているこ |15年3月3|日の間に実施 年3月31日の間に実施され されたもの。) を実施している とが確認できた現行告示基準 に該当する養成課程等を された日本語教育能力検定 た日本語教育能力検定試 ことが確認できた現行告示基 教員要件に該当する養成課程 修了し、学士以上の学位を 試験(公益財団法人日本国 験(公益財団法人日本国際 準教員要件に該当する養成 有する者 等(※5)を修了し、学士以上 際教育支援協会) に合格し 教育支援協会) に合格した 課程等(※5)を修了し、学士 の学位を有する者 た者 以上の学位を有する者 講習I 講習I 講習修了認定試験 講習修了認定試験 講習Ⅱ 講習Ⅱ 講習Ⅱ 講習Ⅱ 講習修了認定試験 講習修了認定試験 講習修了認定試験 講習修了認定試験 基礎試験 基礎試験 免除 基礎試験 免除 基礎試験 免除 基礎試験 免除 基礎試験 免除 応用試験 応用試験 応用試験 応用試験 応用試験 免除 応用試験 免除 (%6)(%6)実践研修 免除 実践研修 免除 実践研修 免除 実践研修 免除 実践研修 免除 実践研修 免除

# 登録日本語教員

※2 経過措置期間は原則として法施行後5年(令和11年3月31日)までとするが、現行の養成課程を実施する大学等が登録実践研修機関と登録日本語教員養成機関の登録を受ける前に在籍する学生等への配慮として、大学等の準備が 遅れ、5年の経過措置期間が終了した直後の令和11年4月1日より登録機関としての実践研修・養成課程が開始された場合を想定し、それ以前から在籍した学生等が経過措置を受けられるよう、大学の修業年限が4年であることを踏まえ、 原則である5年に4年を加え、50項目に対応した課程の修了者への経過措置の期間を令和15年3月31日までとする。

※3 日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)改定版(平成31年3月4日)文化審議会国語分科会 ※4 日本語教育のための教員養成について(平成12年3月30日)日本語教員の養成に関する調査研究協力者会議 ※5 (C)及び(D-1)の養成課程等については令和5年度中に文部科学省が確認を行い、それぞれの養成課程等の一覧を令和6年7月31日にHPで公開。

https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo nihongo/kyoiku/pdf/94091201 01.pdf

# 「認定日本語教育機関」及び「登録日本語教員」の活用について

令和4年12月 日本語教育推進会議

○ 新たな法案「認定日本語教育機関」及び「登録日本語教員」を基に、文部科学省と関係省庁との連携の下、各省庁の制度・ 事業等の枠組みにおいて、認定日本語教育機関等の情報を、地方自治体、外国人を受け入れる企業、経済団体等に広く提供 する仕組みを構築し、「留学」、「生活」、「就労」の各分野において、教育の質が保証された日本語教育機関の活用を促進。

留学関係

# 〇在留資格「留学」付与の要件

法務省

・法務省令を改正し、認定日本語教育機関であることを、在留 資格「留学」による生徒の受け入れを認める要件とする

# 〇日本語教育機関の認定に関する協議等

・認定基準の作成及び日本語教育機関の認定にあたって、法務 省と協議する等関係省庁との連絡協力体制を構築

文科省

法務省

# 〇在外公館、独立行政法人(国際交流基金、日本 学生支援機構等)等を通じた国内・海外発信

・多言語でインターネット等を通じて認定日本語教育機関の情報を発信するとともに、在外公館(特に留学生担当)や独立行政法人等を通じて海外で発信し、国が作成したリストを広く普及する。

教育関係

文科省

## 〇外国人のこどもへの支援等

- ・国内にいる外国人児童生徒や、在外教育施設に通う日本人児 童生徒に対し、研修を受けた登録日本語教員を積極的に活用 する仕組みを検討
- ・現地採用教員の人材育成にあたっては、国際交流基金による 海外日本語教師研修等の活用も検討

**立**科少

外務省

# (T.

は制度・施策の主務官庁

## 就労・生活関係

○「技能実習」「特定技能」制度における活用

×

去務省

厚労省

- ・技能実習制度において、優良な実習実施者、及び、監理団体の基準の一つである 「地域社会との共生」において、認定日本語教育機関の活用を加点要素とする 方向で検討
- ・特定技能制度の受入れ機関が作成する「1号特定技能外国人支援計画」において、 認定日本語教育機関の活用を推進するほか、「事前ガイダンス」の際に、認定日本語教育機関の情報を提供
- 〇地方公共団体、国際交流団体、経済団体、企業等との連携に よる日本語学習機会の提供 文科省 法務省 厚労省
- ・「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」において、認定日本語教育 機関との連携を支援
- ・認定機関での活用を想定した、教育モデルの開発と日本語教師研修の推進
- ・法務省、厚生労働省等の各種会議等で活用の周知

## ○「認定日本語教育機関」等の複数言語による情報提供

・外国人在留支援センター(FRESC)との連携(

法務省

・外国人雇用サービスセンター、ハローワークでの情報提供

厚労省

・地方公共団体多文化共生担当部署での情報提供、ボイストラ等の<sub>(</sub> 多言語音声翻訳技術に関する情報提供

総務省

・高度外国人材活躍推進ポータル(JETRO)を活用した情報提供「

経産省

2



## 現状·課題

我が国の在留外国人は令和4年末で約308万人。過去30年で約3倍に増加し、日本語学習者も令和元年で約27万人である。新型コロナウイルス感染症の影響の入国規制等で在留外国人数の伸びは鈍化したが、令和4年度から回復傾向にあることから、以後、外国人労働者や留学生数は拡大する見込み。

政府として、外国人等との共生社会の実現に向け、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(令和5年度改訂)等や円滑なコミュニケーションができる環境を整備するための「日本語教育の推進に関する法律」等、さらに令和5年5月に成立した日本語教育機関認定法による日本語教育機関の認定制度や登録日本語教員の資格制度創設を踏まえ、日本語教育の環境整備を計画的に推進。

日本語教育の全国展開・ **1** 学習機会の確保が必要

日本語教育の質を維持向上させるための施策が必要

# 事業内容

※合計予算額には上記のほか審議会経費40百万円を含む

# 1 確保 展開・学習 機関の

#### ①外国人材の受入れ・共生のため の地域日本語教育の推進

<u>495百万円</u>(600百万円)

- 地域日本語教育の中核を担う都道府 県・政令指定都市が、市町村や関係機 関と連携し教育環境を強化するための 総合的な体制づくりを支援。
- 令和6年度には58自治体(全体の約9割)まで支援。B1レベルの体系的な日本語教育には補助率を加算。

#### ②日本語教室空白地域解消の 推進強化

148百万円 (153百万円)

- 日本語教室空白地域の市区町村に 対しアドバイザーを派遣、日本語教 室の開設・安定化に向けて支援。
- ICTを活用した日本語学習教材の 開発・提供。「日本語教育の参照 枠」に基づく動画コンテンツや新たな 言語を追加開発。

## ③「生活者としての外国人」 のための特定のニーズに対応 した日本語教育事業

24百万円 (24百万円)

NPO法人、公益法人、大学等が行う、広域で共通する「特定の課題に対する学習ニーズ(特定のニーズ)」に対応した先進的な取組を創出。(障害を有する外国人に対する日本語教育、文字学習中心の日本語教育等)

# 2

の国

# | 日本語教育の質

## ①「日本語教育の参照枠」を活用 した教育モデル開発事業

<u>11百万円</u>(14百万円)

令和3年度に策定された「日本語教育の参照枠」の活用を促進するため、令和4年度から計画的に生活・留学・就労の分野での教育の内容・方法等のモデルや教材等の開発・普及を実施。令和6年度は令和5年度に開発されたモデルの普及(活用促進)を促進。

#### ②日本語教師の養成及び現職日 本語教師の研修事業

<u>241百万円</u>(250百万円)

日本語教師の養成に必要な「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)改定版」(平成31年)及び登録日本語教員の資格創設を踏まえ、

- ・現職日本語教師研修プログラム普及、
- 日本語教師養成・研修推進拠点整備、
- ・日本語教師の学び直し・復帰促進 アップデート研修を実施。

# 又字字省中心の日本語教育寺)

③資格の整備等による日本語教育 の水準の維持向上(拡充)

376百万円 (191百万円)

日本語教育機関認定法の実施に必要 な環境整備を図る。

- 日本語教員試験の実施
- ・日本語教育機関認定法ポータルの 構築・運用
- 現職日本語教師への講習実施 (経過措置)

# 条約難民等に対する日本語教育(拡充)。

240百万円(128百万円)

- 条約難民及び第三国定住難民等に 対する日本語教育を実施。
- 改正入管法により創設された補完 的保護対象者に対する日本語教育を 実施(条約難民と同様の支援)。

#### ④日本語教育機関認定法等の 施行事務に必要な経費(新規)

25百万円 (-百万円)

日本語教育機関の認定、日本語教員 の登録、実践研修・養成機関の登録等 の円滑な手続に必要な経費を計上。

## ⑤日本語教育に関する調査及び 調査研究 17百万円 (28百万円)

日本語教育を推進するための課題に 対応した調査研究を実施(実態調査、 総合的な調査研究)。

#### アウトプット (活動目標)

- ・地域日本語教育の全国展開
- ・日本語教育の人材の質を高める取組の展開

# 短期アウトカム(成果目標)

日本語学習者の増

(日本語教育環境の整備)

#### 中期アウトカム(成果目標)

日本語学習者の増

(日本語教育環境の整備)

#### 長期アウトカム(成果目標)

- ・日本語教育の質の維持及び向上
- ・外国人との共生社会への寄与

<u>5</u> 7

# 「日本語教育の参照枠」を活用した教育モデル開発・普及事業

令和6年度予算額 (前年度予算額

11百万円 14百万円)



## 現状·課題

在留外国人の増加及び在留資格や背景の多様化を受けて、求められる日本語教育の内容も多様化している。しかし、日本語教育の内容やレベル・評価の指標となる共通の基盤がないため、教育機関や試験団体は独自の指標や基準で教育・評価を実施しており、国内外の教育機関の連携が図りにくくなっており、在留資格や進学・就職の要件として日本語能力を示す上でも課題となっている。

令和3年10月に文化審議会国語分科会が**日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の 内容及び方法・評価等に関する共通の指標として「日本語教育の参照枠」(いわば物差し)を策定** したことから、これを活用した日本語教育モデルの開発が必要である。

# 事業内容

#### 「日本語教育の参照枠」に対応した教育モデル開発・普及事業

「参照枠」に示された日本語教育の内容(言語能力記述文: Can doという。)やレベル尺度 (A1~C2の6段階) 等に対応した教育モデルを開発する。日本語教育プログラムの開発実績を有する専門機関等が生活・留学・就労等の各分野のモデルとなるカリキュラム及び教材・評価手法等を開発・普及することにより、多様な学習目的に応じた教育内容と評価方法等を整備し、日本語教育の水準の向上を図る。(事業期間: 令和4~7年度)

- ※外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和5年6月改訂)
- ※日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(令和2年6月)

## 1.「参照枠」を活用した教育モデルの開 発

- ※10年以上の実績を有する日本語教育機関を対象とする
- 事業運営委員会の設置・運営
- 「参照枠」に基づくカリキュラム開発・試行
- 評価手法・教材等の開発
- 教師研修カリキュラムの開発

# 2. 開発した教育モデルの分野所管 行政機関による活用を促進

■ 1で開発した教育・研修モデルによる 研修及び成果報告会の実施により、 成果を広く普及

# 「日本語教育の 参照枠」とは

「日本語教育の参照枠」は、日本語教育を受けるすべての人が参照できる 日本語の学習・教授・評価のための包括的な枠組みです。

日本語を学ぶ方々が国や地域を越えて移動しても、継続的に日本語教育が続けられ、国内外共通の指標で日本語能力を把握できるようにするため、文化審議会国語分科会日本語教育小委員会で令和元年から検討を開始し、令和3年10月に国語分科会報告としてまとめられました。



カリキュラムの 開発・実践 (R4~5)

▶「生活」・「就労」・「留学」等の類型の教育 モデルを開発

**カリキュラム の普及** (R6~) ▶ 開発された教育モデルの普及 (教材の開発・公開やワークショップの 開催等)

分野別の教育内容の整備及びレベル尺 度の共通化による日本語教育の水準の 向上

#### アウトプット(活動目標)

- ・共通の指標に基づく教育カリキュラムの開発
- ・教育実践活動のモデル構築
- ・教育内容に応じた評価手法の開発
- ・教師研修の開発
- ・分野別日本語教育の連携のモデルの開発

## 短期アウトカム(成果目標)

- ・共通の指標に基づく教育カリキュラムの 質の向上
- ・教育実践活動のモデル構築による 授業改善
- ・教育内容に応じた評価手法の改善

#### 中期アウトカム(成果目標)

- ・教師研修による教育の質の向上
- ・分野別日本語教育の連携

#### 長期アウトカム(成果目標)

- ○国内外・分野別日本語教育機関間の教育の 連関による日本語教育の推進
- ○我が国のコミュニケーションの基盤としての日本語 教育の質の向上
- ○共生社会の実現に寄与

58

# 日本語教師の養成及び現職日本語教師の研修事業

令和6年度予算額 (前年度予算額 241百万円 250百万円)



## 現状·課題

外国人の日本語学習者が増加し多様化する中、日本語教育の水準を向上するためには、<u>日本語教育人材の資質・能力</u> ြώ‱ **一日本語教育** の向上が不可欠。日本語教師等の指導者は、在留外国人数や日本語学習者数が増えている状況にあっても、約4万人前後の横ばいの状況になり、そのうち約5割以上がボランティアとなるなど、その指導体制は厳しい状況。

専門性を有する日本語教師の質的・量的確保のため、令和5年6月に公布された「日本語教育機関認定法」では、新たな日本語教師の国家資格が創設され、令和6年度から国の認定した機関に「登録日本語教員」が配置されることになっている。

日本語教師は<u>資格取得後のキャリア形成が重要</u>であり、衆参の法律の附帯決議にも示されたように「<u>留学」「生活」「就労」「難民」等の研修を実施、日本語教師の養成・研修を担う高度の専門人材の育成やネットワーク形成、「潜在的な日本語教師」の復帰に資する取組を促進することが必要。</u>

#### (日本語教師の養成・研修実施機関・施設等数の推移)



(文化庁・日本語教育実態調査より)

# 事業内容

# (1)現職日本語教師研修プログラム普及事業 161百万円(170百万円)

- 目的:日本語教師のキャリア形成に必要な下記①~⑨の研修を専門機関で実施、多様な活動分野における日本語教師の育成を促進。
- 内容:審議会報告等に基づき開発された優良研修モデルを全国で実施。

#### 【初任日本語教師研修】

- ①生活者としての外国人、②留学生、③就労者、
- ④児童生徒、⑤難民等、⑥海外

#### 【中堅以上コーディネーター研修】

- ⑦中堅日本語教師(3~10年目)
- ⑧主任日本語教師
- ⑨地域日本語教育コーディネーター
- 実施機関:日本語教師養成専門機関

# (2)日本語教師養成·研修推進拠点整備事業 60百万円(60百万円)

- 目的:日本語教師養成・研修を担う高度な専門人 材の育成、地域のニーズに応じた養成研修を 行う研修人材育成の拠点を整備。
- 内容: 日本語教師養成や研修の担い手の育成プログラムの開発及び研修の実施、大学等を拠点としたネットワークを構築。
- 対象機関:大学・大学院等専門機関
- 件数・単価:6箇所×約10百万円 (令和5年度からの継続事業、5年間)
  - ①北海道·東北、②関東·甲信越 ③中部、④近畿、⑤中国·四国
  - ⑥九州・沖縄

# (3)日本語教師の学び直し・復帰促進アップデート 研修事業 20百万円(20百万円)

- 目的:日本語教師の新たな資格制度の創設を踏まえ、 過去の養成カリキュラムを修了している「潜在的な」 日本語教師の復帰を促進。
- ・ 内容: 今後需要が高まる日本語教師不足の解消や現職日本語教師の学びの継続からも、新たな制度創設時期の経過措置の研修を実施。多くの「潜在的な」日本語教師の参加を促すため、オンデマンド研修を令和5年度から法施行後4年

<u>まで実施</u>。

件数・単価:1箇所×約20百万円 (日本語教育機関認定法の経過措置期間内に配信)

実施機関:日本語教育オンデマンド教材開発専門機関



# アウトプット(活動目標)

- ・全国6箇所の推進拠点(ネットワーク)
- ・現職日本語教師の研修 年間7百人
- ・オンデマンド研修受講者 年間40百人

# 短期アウトカム(成果目標)

- ・養成・研修の拠点の充実
- ・日本語教師の各分野での活躍促進
- ・登録日本語教員の希望者の増加

## 中期アウトカム(成果目標)

- ・養成・研修の拠点(自走化)
- ・日本語教師の各分野での活躍促進
- ・登録日本語教員の増加

#### 長期アウトカム(成果目標)

- ・日本語教育の質の向上
- ・外国人との共生社会の実現に寄与
- ・日本語教育の持続可能な推進

59